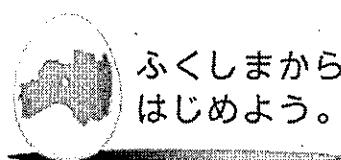
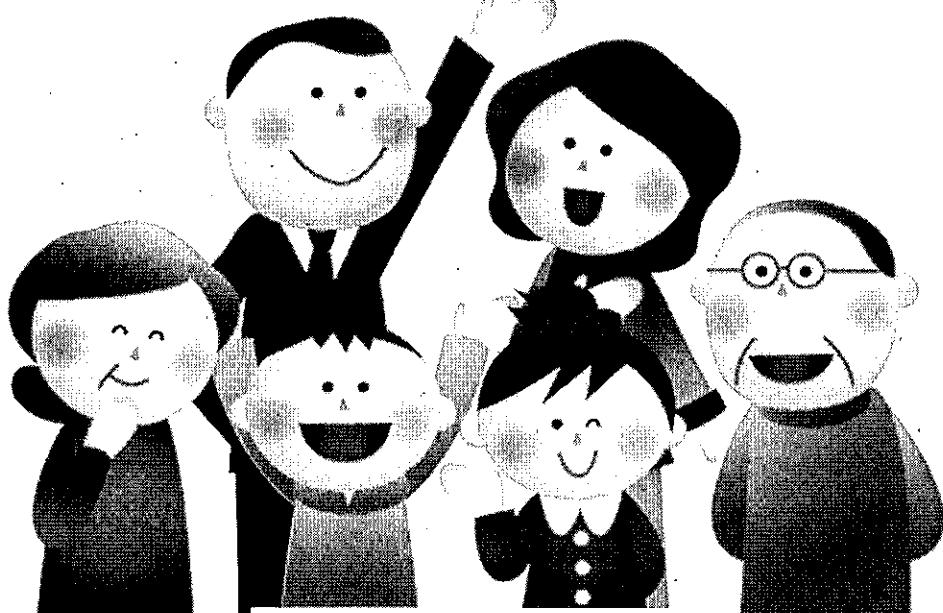
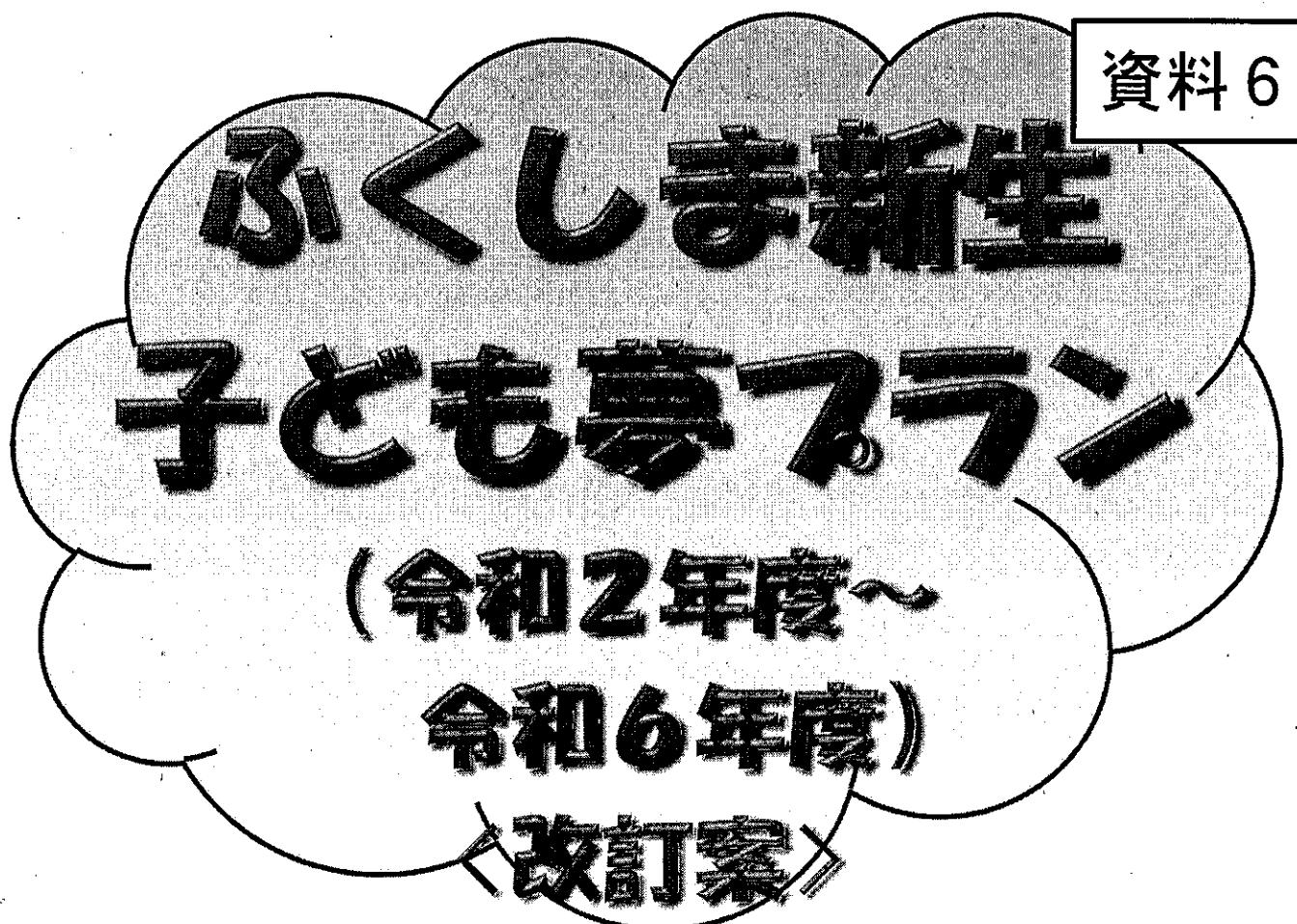
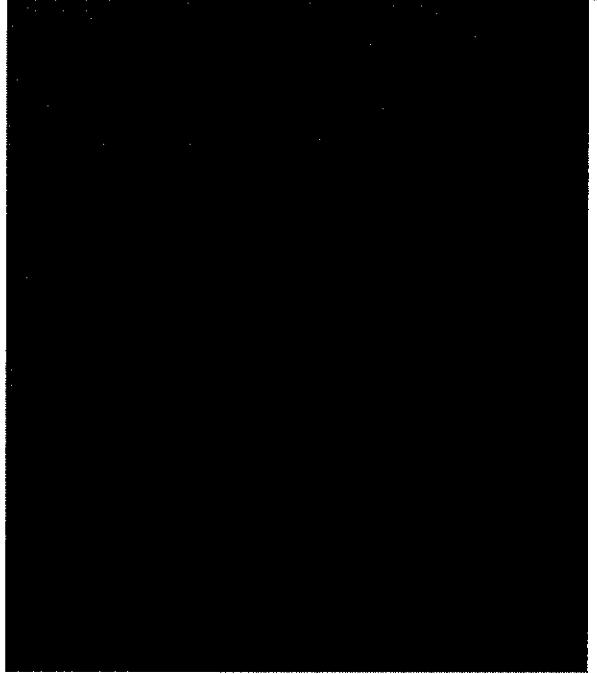


資料 6



Future From Fukushima.





第1章

計画の策定に 当たって

1 これまでの子育て支援の取組

(1) 「うつくしま子どもプラン」（平成7年度～平成12年度）

「新うつくしま子どもプラン」（平成13年度～平成17年度）

「うつくしま子ども夢プラン」（平成17年度～平成21年度）

県においては、少子高齢社会に対応し、「安心して子どもを生み育てられる社会」を築くことを目的として、平成7年3月に「うつくしま子どもプラン」を、平成13年3月に「新うつくしま子どもプラン」を策定し、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組んできました。

その後、次世代育成支援対策推進法が制定され、この法律に基づき都道府県行動計画を策定する必要があったことから、計画の見直しを行い、「うつくしま子ども夢プラン」を策定しました。

(2) 「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」（平成22年度～平成26年度）

「うつくしま子ども夢プラン」の計画期間が終了し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を見直す時期にあることに加え、県全体の施策の方向性を示す新しい福島県総合計画の計画期間が平成22年度より開始することから、計画を見直し、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を策定しました。社会全体での子育て支援の機運が高まる中、平成22年12月には、「子育てしやすい福島県づくり条例」が制定されました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災※により、放射性物質による健康への不安など本県の子どもを取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、復旧・復興の取組をとりまとめた福島県復興計画を反映するため、平成25年3月に本プランを見直しました。

(3) 「ふくしま新生子ども夢プラン」（平成27年度～令和元年度）

その後、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され引き続き都道府県行動計画の策定が求められていることから、平成25年度に実施した「震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究」の結果を踏まえて本県の子育て施策を再構築し、「ふくしま新生子ども夢プラン」を策定しました。

平成28年3月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行及び同法に基づく子どもの貧困対策に関する大綱の策定を受け、本プランを改訂し、子どもの貧困対策に関する計画に位置づけました。

(4) 「ふくしま新生子ども夢プラン」（令和2年度～令和6年度）

「ふくしま新生子ども夢プラン」の計画期間が終了し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を見直す時期にあることに加え、少子化が一層進行していることを踏まえて、子育て等に関する施策を再構築するとともに、これまで個別計画として策定していた「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」についてより効果的な推進を図るため、次期計画を本計画に統合した上で、今回新たに計画を策定することとしました。令和2年3月には、社会全体で子どもの人権を尊重し、子どもを守り育てていくことを指し、「福島県子どもを虐待から守る条例」が制定されました。

※ ここでいう「東日本大震災」には、東京電力福島第一原子力発電所事故も含みます。

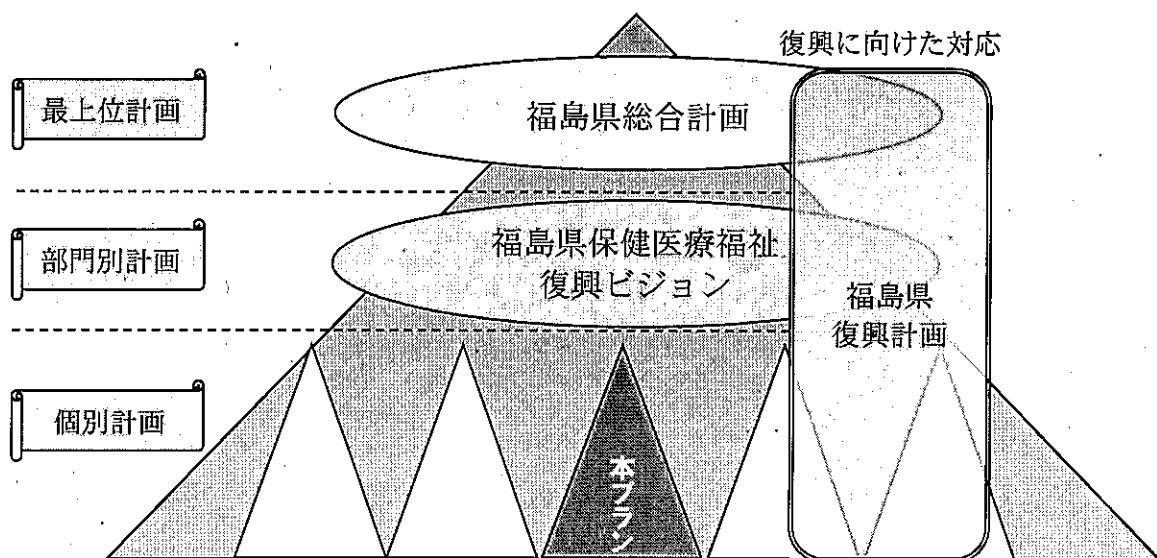
第1章 計画の策定に当たって

本県の総合計画である「福島県総合計画（令和4年度～令和12年度）」及び保健福祉部の部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン（令和4年度～令和12年度）」の策定に伴い、本プランの見直しを行いました。また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、将来の福島県を担う青少年一人ひとりが、心身ともに健やかに成長し、意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝くことを目指す「ふくしま青少年育成プラン」を本プランに統合しました。

2 計画の性格

- (1) 本プランは、次の性格を持つ計画として位置づけています。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
 - ・健やか親子21（第2次）の趣旨を踏まえた都道府県母子保健計画
 - ・子育てしやすい福島県づくり条例に基づく基本計画
 - ・福島県子どもを虐待から守る条例に基づく基本計画
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画
- (2) 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」のもとに策定される部門別計画として「福島県保健医療福祉復興ビジョン」があり、本プランはその「福島県保健医療福祉復興ビジョン」のもとに策定される個別計画として、本県の子育て支援施策全般の基本指針となるものです。
- また、本計画の推進にあたっては、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」と連携して取組を進めます。
- (3) 「福島県総合教育計画」「福島県子ども・子育て支援事業支援計画」等、県の各種計画と整合性を図った計画です。
- (4) 各種施策を計画的に推進するため、できる限り指標を設定しています。
- (5) 本プランにおいて「子ども」とは、児童福祉法第4条による「児童」のことであり、18歳未満の者を指します。

総合計画・復興計画とビジョン・各個別計画の関係



3 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法の下に策定しているものであり、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としています。

なお、東日本大震災からの復興など社会情勢の変化や他計画の見直し等に応じ、目標値その他について必要な見直しを行います。

4 計画の推進体制

～ 1 県における取組 ～

本プランの実現に向け、福島県子育て支援推進本部を中心とした全庁的な体制の下、毎年度、各施策の進捗状況を評価しながら、施策の在り方について検討し、施策の総合的かつ効果的な推進に努めていきます。

～ 2 民間との連携 ～

保健・医療・福祉・教育・労働など民間の関係団体の代表及び公募委員等から構成される福島県子ども・子育て会議での議論を踏まえ、地域団体等の意見や提案も取り入れながら、行政と民間が一体となった次世代育成支援対策を推進します。

また、民間企業による職業生活と家庭生活との両立が図られるようするために必要な雇用環境の整備を実現するため、次世代育成支援理念の普及と一般事業主行動計画の策定支援を進めています。

～ 3 市町村との連携 ～

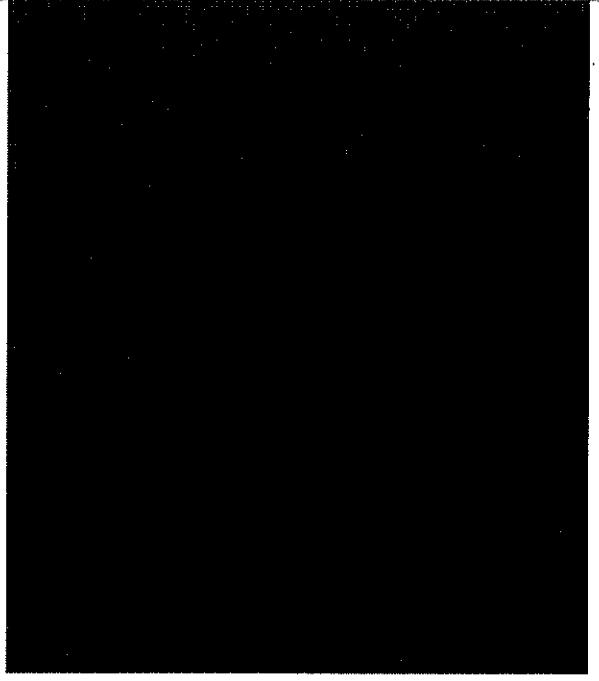
次世代育成支援対策を推進していくに当たり、地域における次世代育成支援対策に中心的な役割を果たすのは各市町村であることから、市町村と効果的な連携を図るとともに、新たに広域的な連携での取組などに支援していきます。

～ 4 県民一人一人の取組 ～

県民一人一人が、子育てに関心を持ち、子どもは社会の「宝」であるとさえ、地域全体で子どもを見守り、子育て支援を行う環境づくりを進めることができます。

このため、「児童福祉月間」や「子育て週間」、「子育ての日」などを通して、社会全体で子育ち・子育てを支援する機運の醸成を図っていきます。

第1章 計画の策定に当たって



第2章

福島県の子ども と家庭を取り巻 く状況



1 少子化の動向

(1) 少子高齢化の進行

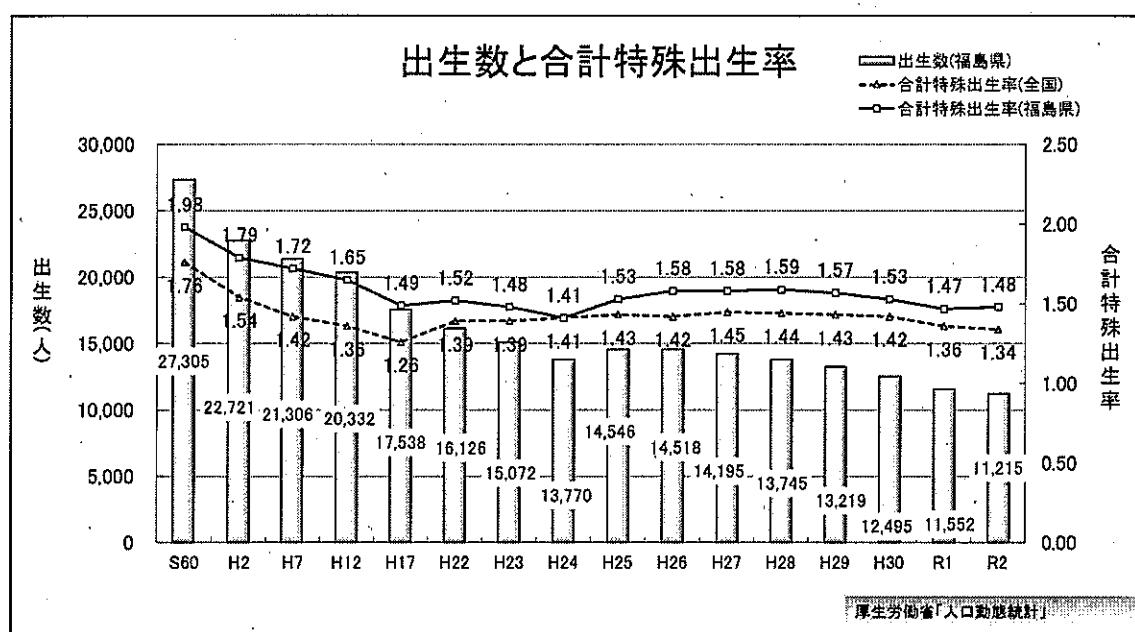
① 出生数と出生率の低下

※ 本章における図表は、特に説明のない

限り福島県のデータです

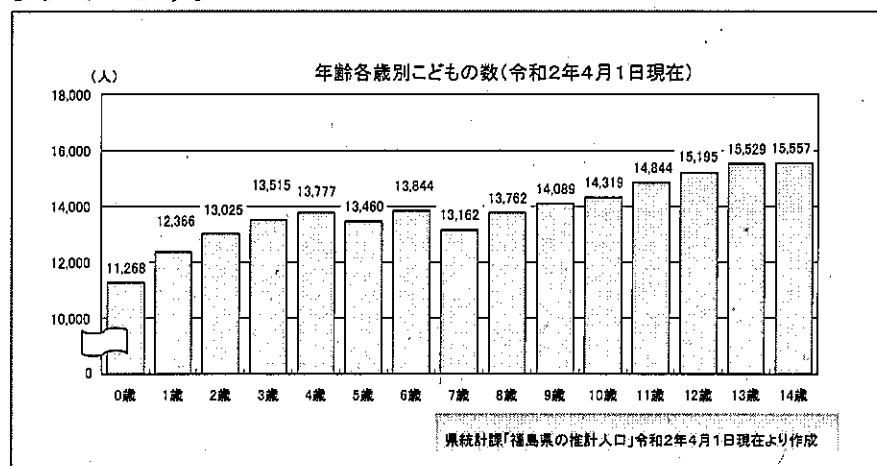
本県の出生数は、平成14年には2万人を割り込み、平成30年には1万3千人を下回るまでに減少しました。

また、本県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子どもの数に相当）は、現在の人口を維持するのに必要な水準が2.07とされる中、令和2年は1.48となっており、全国よりも高い数値ではあるものの、依然として少子化が進行している状況にあります。



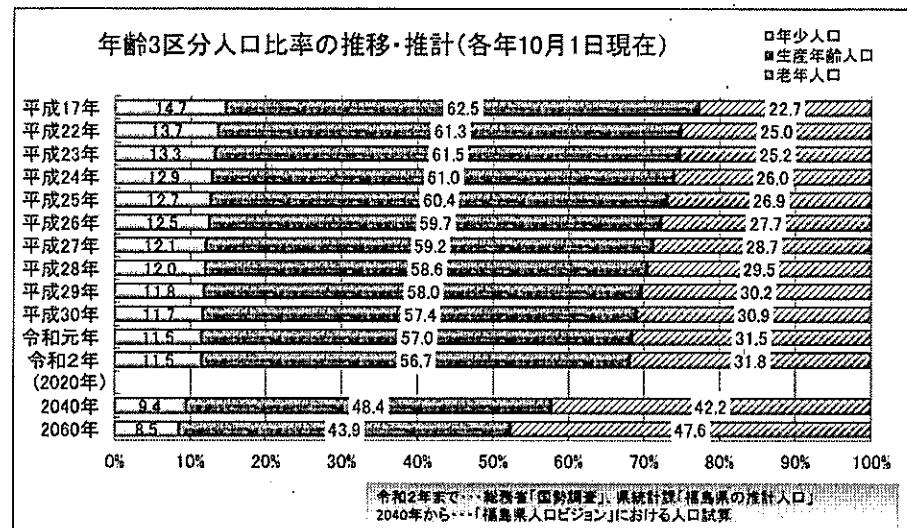
また、令和2年4月1日現在における本県の子どもの数（15歳未満人口）は207,712人で、前年（令和元年4月1日時点）より4,861人減少し、減少率は2.3%となりました。

年齢階級別にみると、5歳以下（未就学の乳幼児）は77,411人、6～11歳（小学生の年代）は84,020人、12～14歳（中学生の年代）は46,281人となっています。



② 年少人口と老人人口の推移

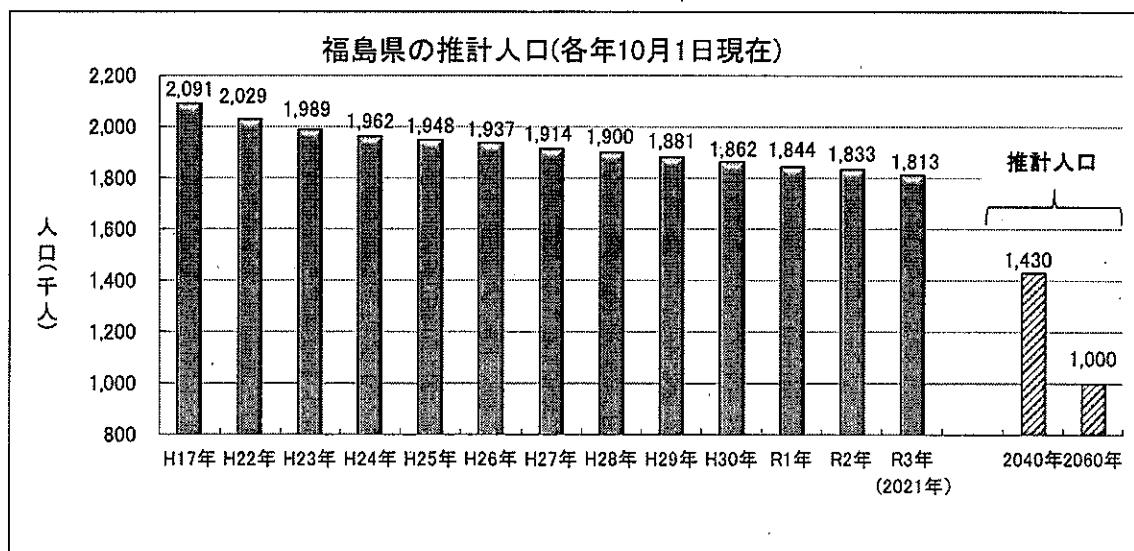
本県の総人口に占める年少人口の割合は年々低下し、令和2年10月1日現在で、11.5%となっています。一方で、老人人口の割合は年々増加し、31.8%となっています。



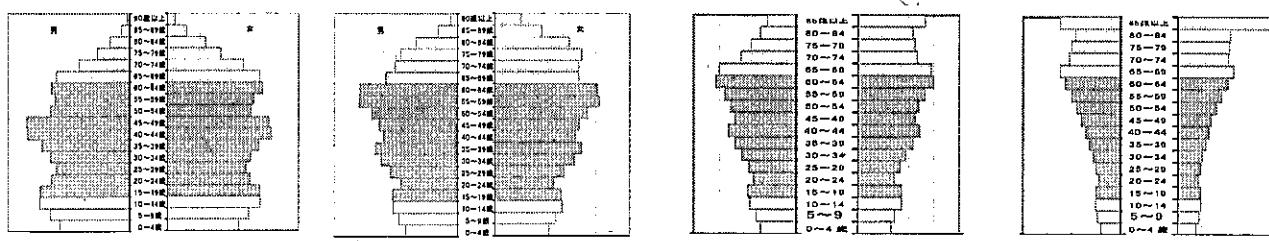
③ 将来の人口

本県の人口は、東日本大震災の影響により人口減少に拍車がかかっており、令和3年は181万3千人（震災前の平成22年比△21万6千人）となっています。

また、「福島県人口ビジョン」における県独自の人口推計では、県の人口は2040年に約143万人になるものと推計されています。



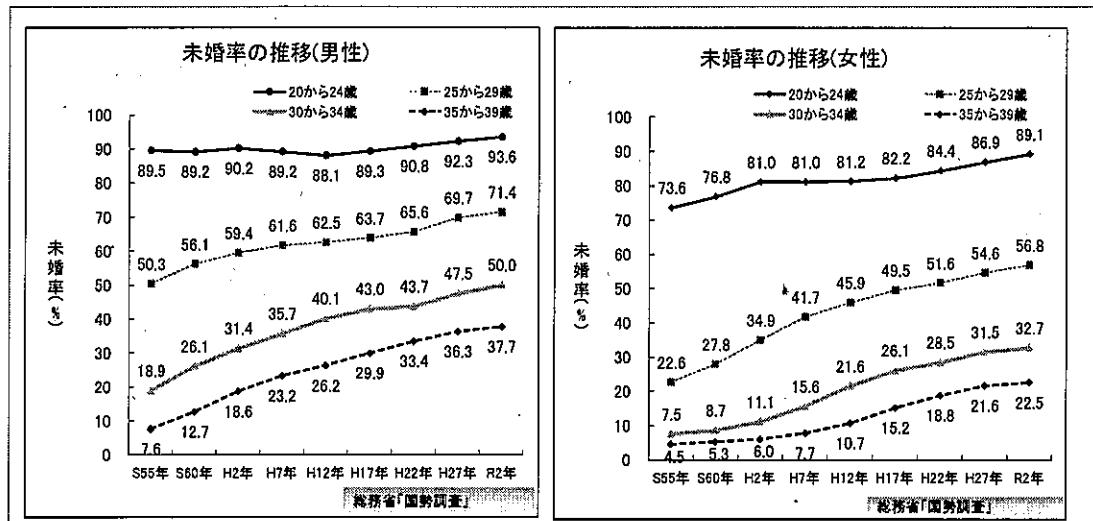
※ 福島県の人口ピラミッド



(2) 未婚化・晩婚化の進行

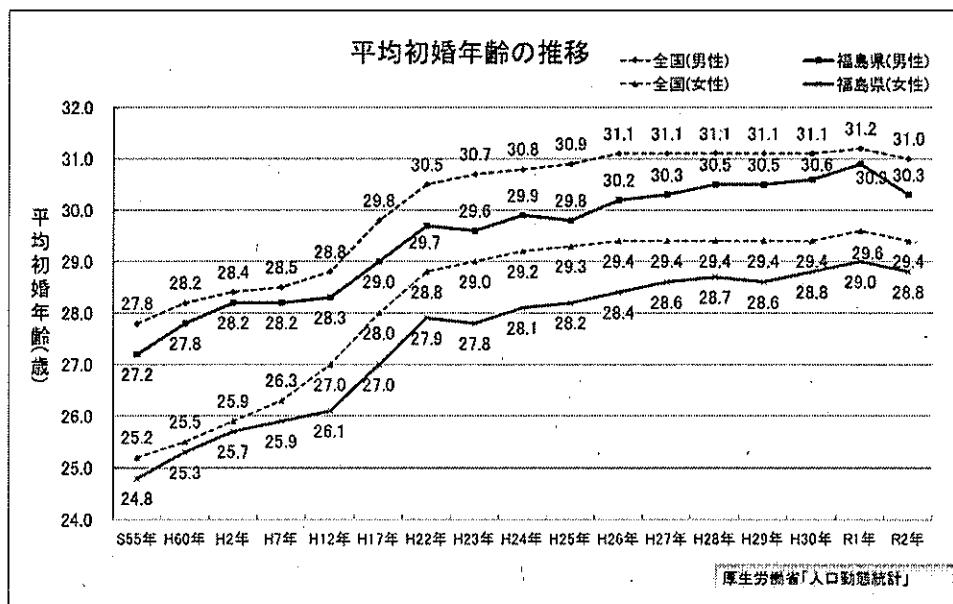
① 未婚率と平均初婚年齢の推移

本県の未婚率の推移をみると、20歳代が男女共に全国平均よりは低いものの、全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきています。特に近年における未婚率の上昇が目立ちます。



		未婚率推移(福島県と全国の比較)				(%)			
		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年
男性	福島県	89.5	93.6	50.3	71.4	18.9	50.0	7.6	37.7
	全国	91.5	95.2	55.1	72.9	21.5	47.4	8.5	34.5
女性	福島県	73.6	89.1	22.6	56.8	7.5	32.7	4.5	22.5
	全国	77.7	92.3	24.0	62.4	9.1	35.2	5.5	23.6

また、本県の平均初婚年齢は、令和2年で男性は30.3歳(全国31.0歳)、女性は28.8歳(全国29.4歳)で、男性は全国9位、女性は全国4位となつており、全国平均よりは低い状況にありますが、全国と同様、依然として高めに推移しています。

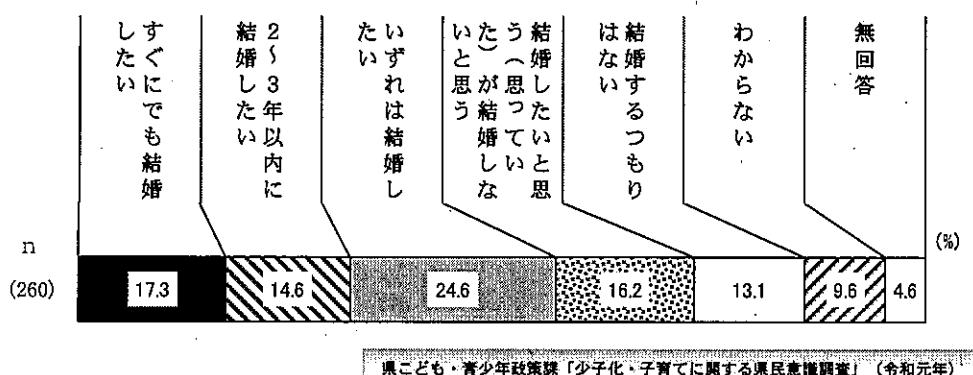


② 結婚に対する考え方

こども未来局が令和元年度に、実施した「少子化・子育てに関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）によると、未婚者の（独身者の）の結婚に対する考えは、「いざれは結婚したい」が 24.6%と最も多い、以下、「すぐにでも結婚したい」（17.3%）、「結婚したいと思う（思っていた）が結婚しないと思う」（16.2%）、「2～3年以内に結婚したい」（14.6%）となっています。『結婚したい』人は 72.7%となっています。

一方、「結婚するつもりはない」は 13.1%となっており、「わからない」は 9.6%となっています。

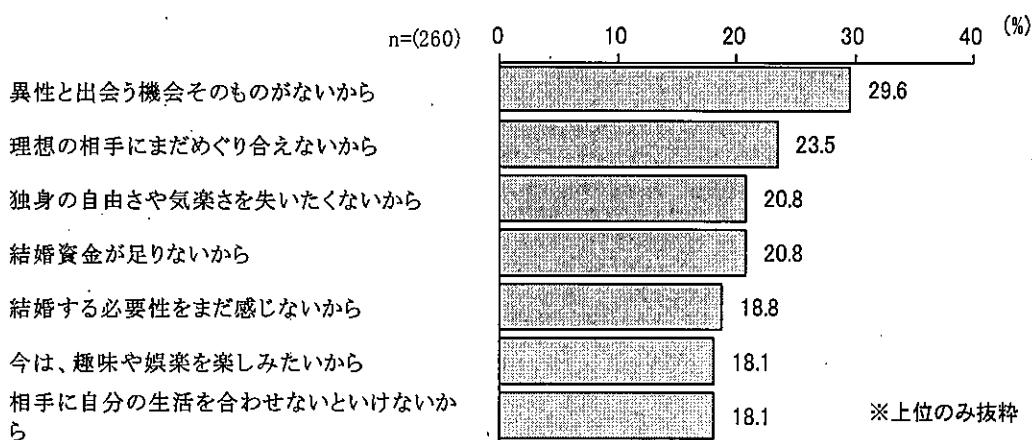
結婚に対する考え方



③ 現在独身でいる理由

県民意識調査によると、現在独身でいる理由については、「異性と出会う機会そのものがないから」が 29.6%と最も多く、以下、「理想の相手にまだめぐり合えないから」（23.5%）、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」（20.8%）、「結婚資金が足りないから」（20.8%）、「結婚する必要性をまだ感じないから」（18.8%）などとなっています。

現在独身でいる理由



④ 希望するライフコースの変化

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、未婚女性が理想とするライフコースは、1990年代に専業主婦コースが減少し、その後は両立コース（結婚し子どもを持つが、仕事も一生続ける）が増加しています。2015年では、専業主婦コースが18.2%、両立コースが32.3%となっています。

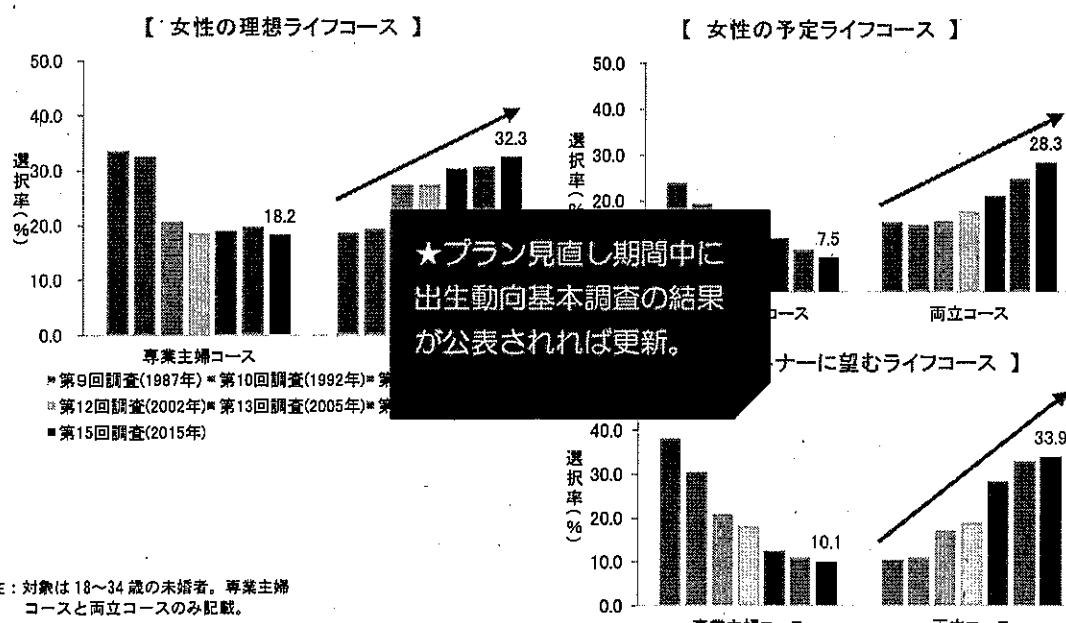
未婚男性がパートナーに望むライフコースも、専業主婦コースに代わって両立コースが増加しており、2015年では専業主婦コースが10.1%、両立コースが33.9%となっています。

<ライフコースの説明>

専業主婦コース = 結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない

両立コース = 結婚し子どもを持つが、仕事も一生続ける

女性の理想・予定のライフコース、男性がパートナーに望むライフコース



設問

女性の理想ライフコース：〔第9～10回調査〕「現実の人生と切りはなし、あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」、〔第11～15回調査〕「あなたの理想とする人生はどのタイプですか」。

女性の予定ライフコース：〔第9～10回調査〕「これまでを振り返った上で、実際になりそうなあなたの人生はどのようなタイプですか」、〔第11～15回調査〕「理想は理想として、実際になりそうなあなたの人生はどのタイプですか」。

男性がパートナー(女性)に望むライフコース：〔第9～12回調査〕「女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」、〔第13～15回調査〕「パートナー(あるいは妻)となる女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」。

国立社会保障・人口問題研究所
「第15回 出生動向基本調査」より作成

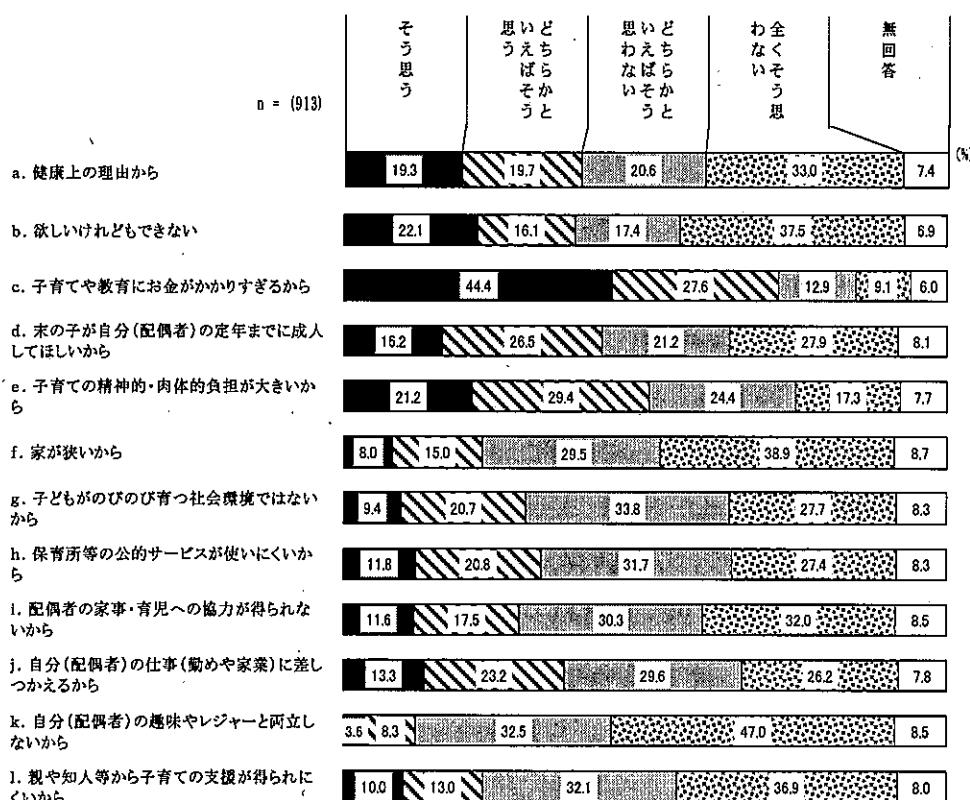
(3) 安心して子どもを産む環境

① 理想と実際に持とうと考える子どもの数

県民意識調査によると、理想の子どもの人数は、平均 2.54 人となっていますが、実際に予定する人数は平均 2.23 人と減少しています。

理想的な人数の子どもを持てない理由としては、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」と「子育ての精神的・肉体的負担が大きいから」の 2 項目が高くなっています。

理想的な人数の子どもを持てない理由



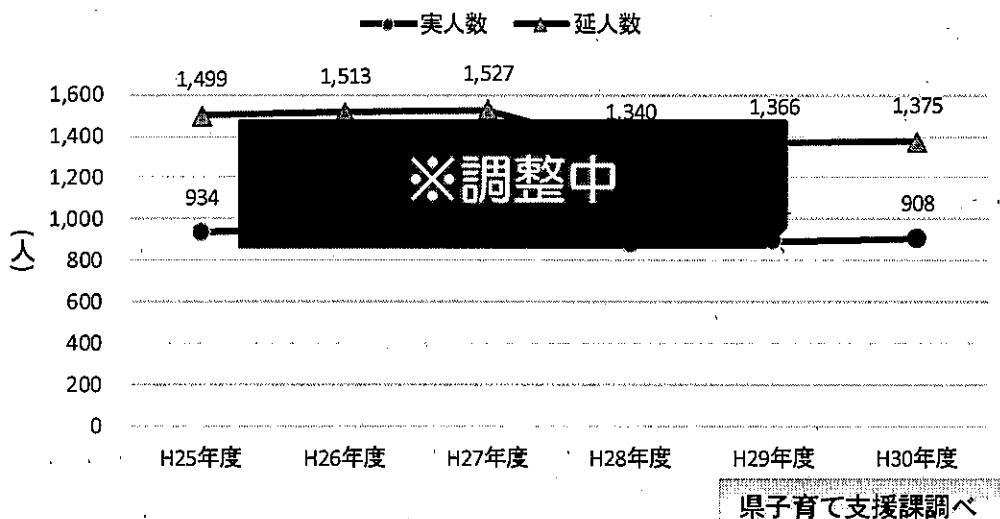
「県こども・青少年政策課「少子化・子育てに関する県民意識調査」(令和元年)」

② 不妊治療への支援

出産を望む方への支援として、不妊治療に係る支援制度の見直しによる拡充が進み、特定不妊治療費助成件数が増加しています。

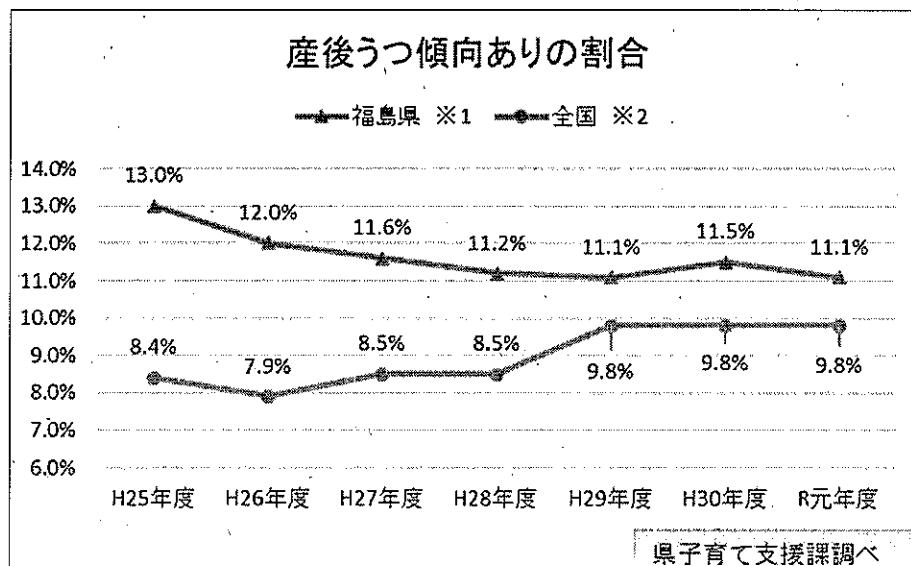
平成28年に初回助成額の上限の増額など、大きく制度が拡充され、以降は実人数、延人数ともに増加傾向にあります。

特定不妊治療費助成件数



③ 産後うつ傾向の割合

「産後うつ傾向あり」の割合は、年々減少傾向ではありますが、全国と比較すると、いまだ高い傾向が継続しています。



※1福島県民健康調査課「妊娠婦にかかる調査」結果報告より引用

県民健康調査結果から推定した割合

H30年度からは、厚生労働省「母子保健事業に係る実施状況等調査」による数値に統一する。

※2厚生労働省「母子保健事業に係る実施状況等調査」による

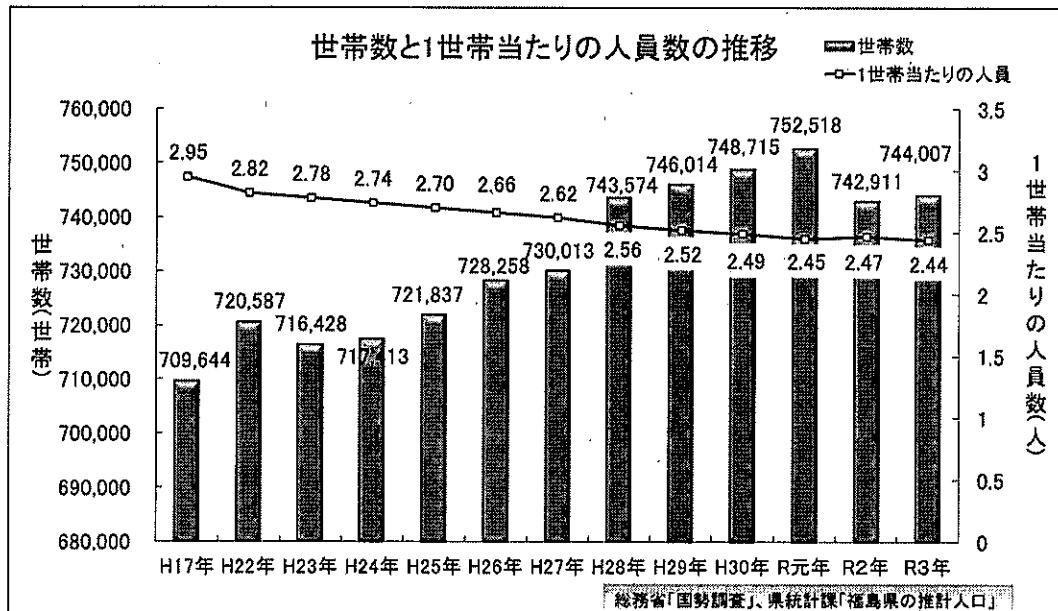
2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の孤立化

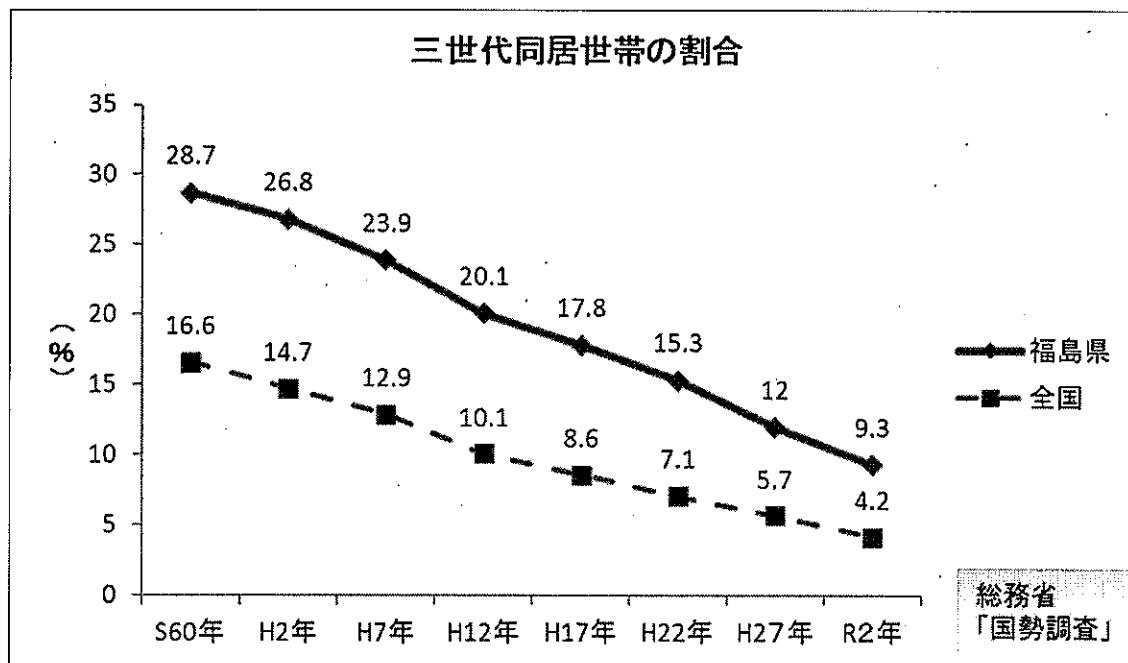
① 世帯数等及び三世代同居世帯の割合

本県の世帯数は、東日本大震災の影響等により一時減少しましたが、その後は、増加しています。また、1世帯当たりの人員は年々減少し、核家族化が進行しています。

本県の三世代同居率は、全国に比べて高くなっていますが、それも年々減少してきている状況です。



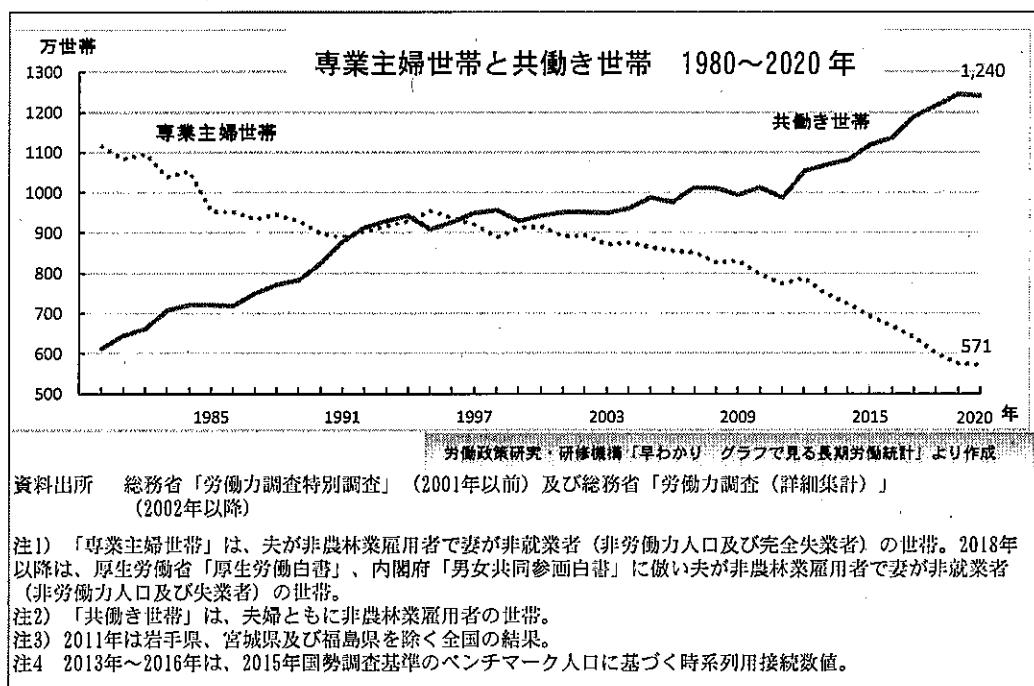
※ R2年の世帯数減少は、国勢調査による統計数値の修正が主要因。



② 専業主婦世帯と共働き世帯数の推移

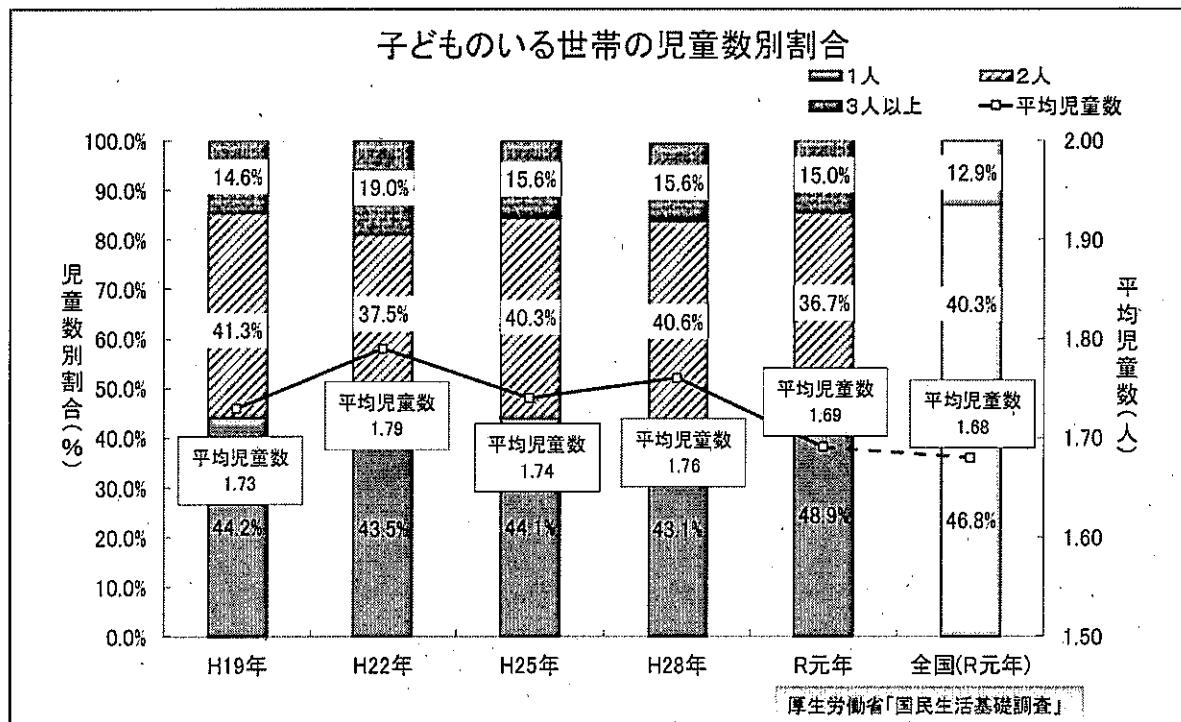
専業主婦世帯数は共働き世帯数は、それぞれ減少と増加を続け、1990年代には共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回りました。

※下図は、全国の数値



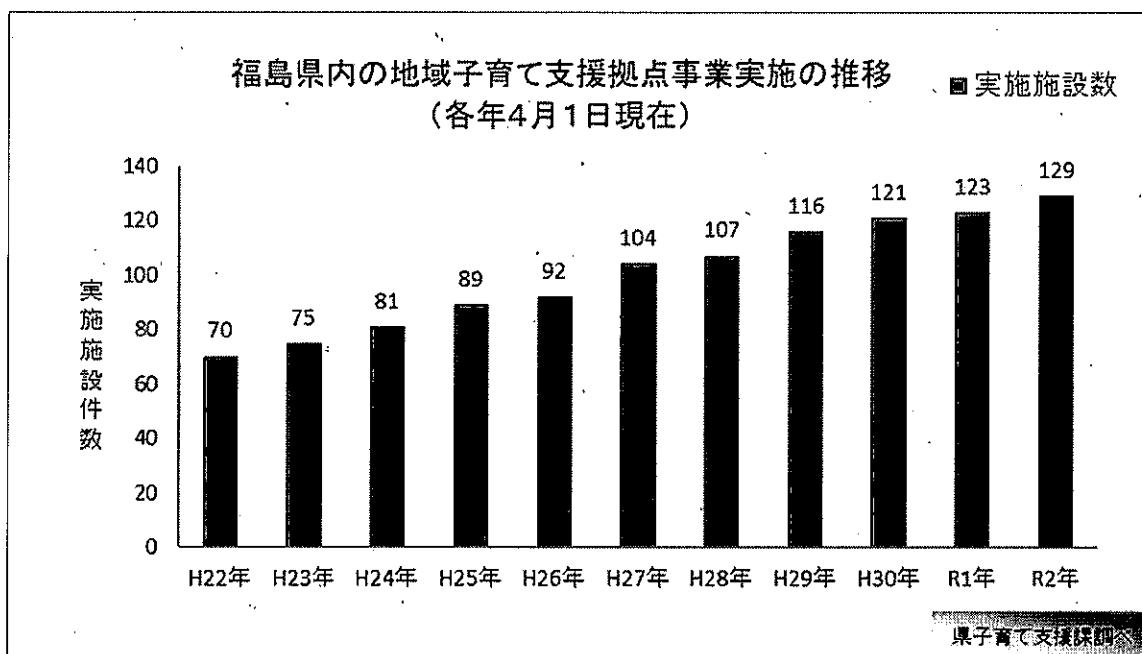
③ 子どものいる世帯の状況

本県の1世帯の平均児童数は、令和元年には1.69となり、全国平均の1.68とほぼ同水準です。また、全国平均と比べて3人以上の子どものいる世帯の割合が高い状況にあります。



④ 地域子育て支援拠点事業の推移

地域における子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点事業は、年々増加しており、平成22年には70か所で実施していましたが、令和2年には129か所まで増加し、10年間で実施施設数が1.8倍となりました。

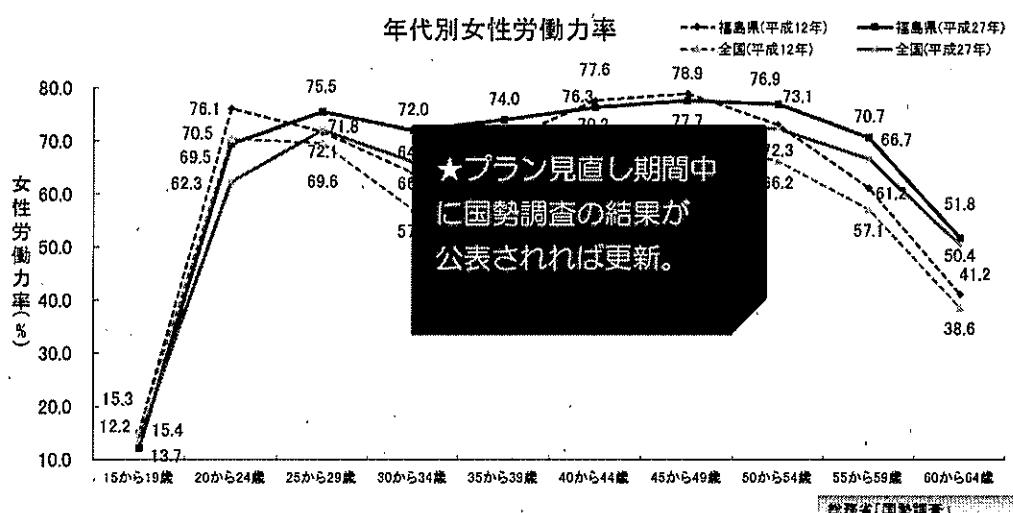


(2) 子育てと仕事の両立

① 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢別に見ると、30歳代の労働力率が低いM字型について、年々谷が上昇しているものの、引き続きその傾向は現れており、現在も結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後再就職する女性が多いことが分かります。

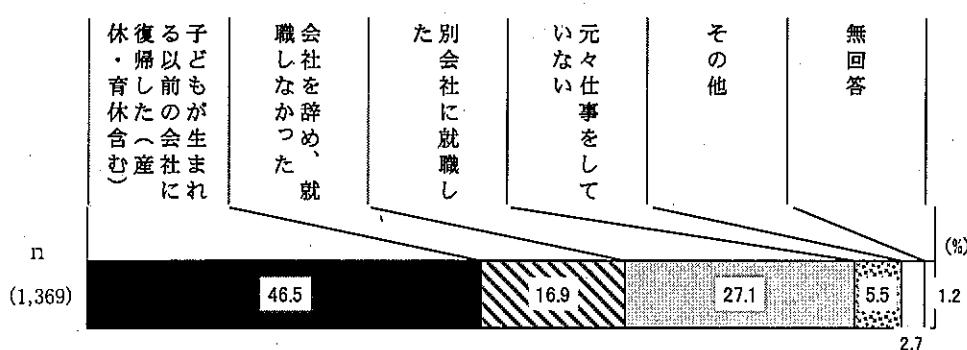
全国と比較すると、20歳から64歳の各年齢層で本県の方が高くなっています。



② 出産後の就職状況 ※女性

県民意識調査によると、出産後の就職状況については、「子どもが生まれる以前の会社に復帰した（産休・育休含む）」が46.5%と最も多くなっています。以下、「別会社に就職した」（27.1%）、「会社を辞め、就職しなかった」（16.9%）、「元々仕事をしていない」（5.5%）となっています。

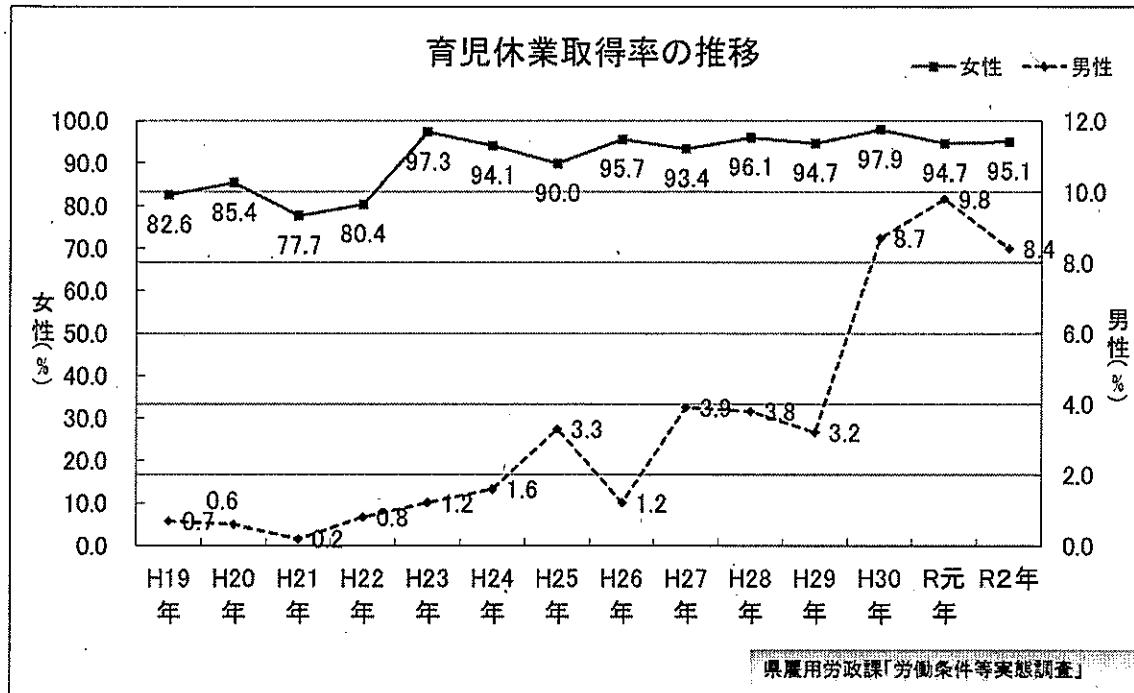
出産後の就職状況 ※女性



県こども・青少年政策課「少子化・子育てに関する県民意識調査」(令和元年)

③ 育児休業の取得状況

県内の30人以上の企業における育児休業取得率は、令和2年においては女性が95.1%（平均取得日数292.9日）、男性が8.4%（平均取得日数は17.7日）となっています。



④ 育児休業の取得日数

育児休業取得者の取得日数は男女とも増加の傾向にあります。

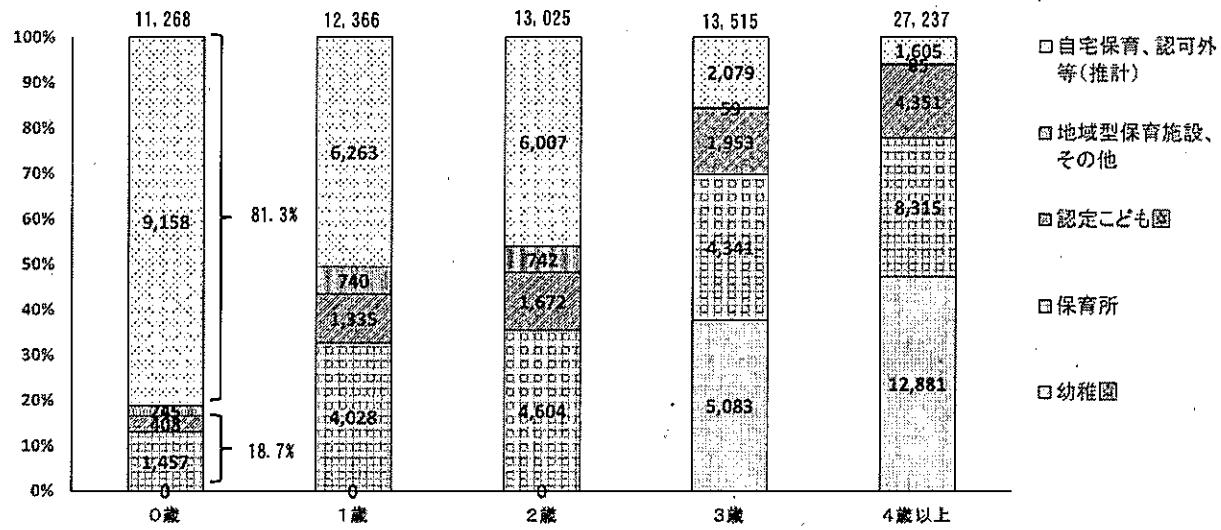
令和2年においては女性の9か月～12か月未満が58.6%と女性全体の5割を超えており、男性は3か月未満が9割を超えており、女性と比べて取得日数は短くなっています。

年	育児休業 取得者数	育児休業制度の取得日数内訳														取得日数 内訳不明	
		取得日数内訳 回答者数		3か月未満		3か月～ 6か月未満		6か月～ 9か月未満		9か月～ 12か月未満		12か月～ 24か月未満		24か月以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
H30	1,278	90	1,179	86	43	3	88	1	258	0	663	0	121	0	6	3	6
	性別毎の取得期間区分割合	95.6%	3.6%	3.3%	7.5%	1.1%	21.9%	0.0%	56.2%	0.0%	10.3%	0.0%	0.5%	—	—	—	—
R2	1,144	111	945	105	16	4	75	2	101	0	554	0	160	0	39	2	86
	性別毎の取得期間区分割合	94.6%	1.7%	3.6%	7.9%	1.8%	10.7%	0.0%	58.6%	0.0%	16.9%	0.0%	4.1%	—	—	—	—

「県雇用労政課「労働条件等実態調査」」

【参考】未就学児の保育の現状について

未就学児と施設入所児童数の内訳(R2.4.1)



[資料] 県子育て支援課「保育所等待機児童調査」東教育委員会「学校基本調査」

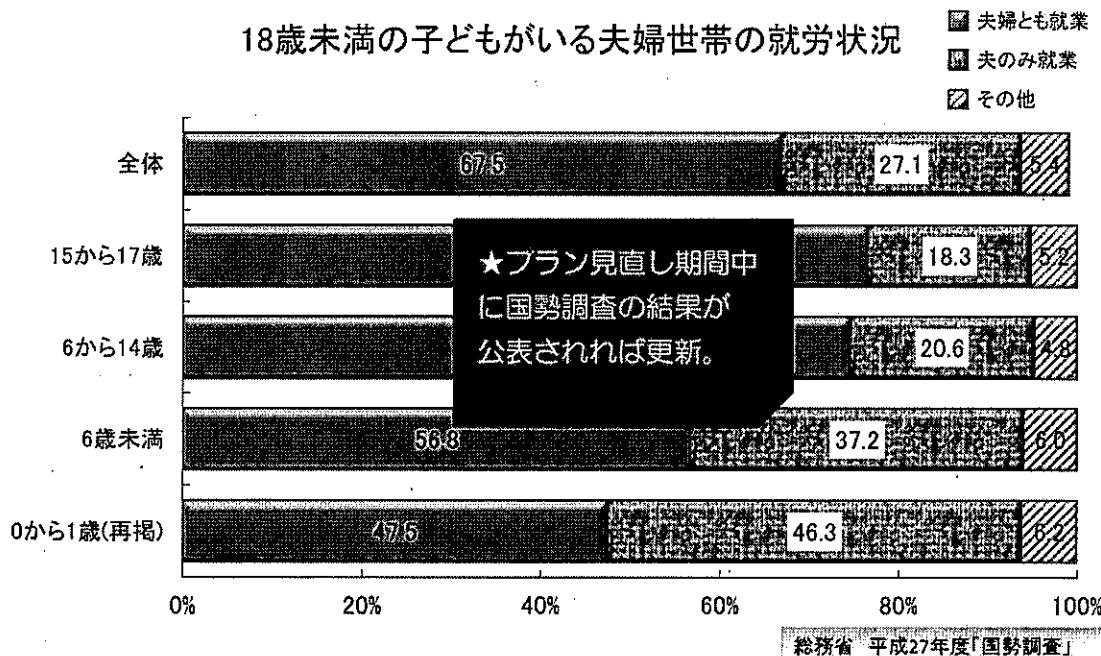
令和2年の未就学児から保育所に入所している子どもの数を差し引くと、0歳では9,158人（全体の81.3%）が自宅又は認可外保育施設等において保育を行っていると推測されます。

県内では子どもの受け入れ開始年齢を生後6か月以上としている認可保育所等も多く、様々な事情により短期間しか育児休業が取得できない場合、受け入れ開始年齢に届かないことも想定されるため、育児休業の促進や保育の受け皿の整備など保育を希望する保護者が子どもを預けて働くことのできる環境づくりが求められます。

⑤ 子どものいる世帯の共働きの状況

平成27年の国勢調査によると、18歳未満の子どもがいる世帯約13万3千世帯のうち、夫婦共働きの世帯は約9万世帯、67.5%となっています。

共働き率を子どもの年齢でみると、6歳未満の子どもがいる世帯では、56.8%、6歳から14歳の子どもがいる世帯では74.6%に達し、子どもが小学校に入学すると母親の就労率が高くなることが分かります。一方、0歳から1歳の乳児がいる世帯では、47.5%と低くなっています。



⑥ 家事・子育てにかける時間

県民意識調査によると、配偶者の平日、家事・子育てにかける時間は、妻の方が夫よりも大幅に時間が長くなっています。

家事・子育てにかける時間（平日）

【配偶者の平日、家事・子育てにかける時間】

	調査数 (件)	やつ てい ない	3 0 分未 満	未 3 0 分 1 時 間	満 1 2 時 間 未	満 2 3 時 間 未	満 3 5 時 間 未	5 時 間 以 上	(%)
									無 回 答
全 体	1,884	11.2	16.0	14.9	15.1	12.7	8.6	9.7	11.8
妻	543	1.3	1.3	3.7	16.6	21.9	17.9	30.2	7.2
夫	1,337	15.3	21.8	19.4	14.6	9.0	4.9	1.3	13.7

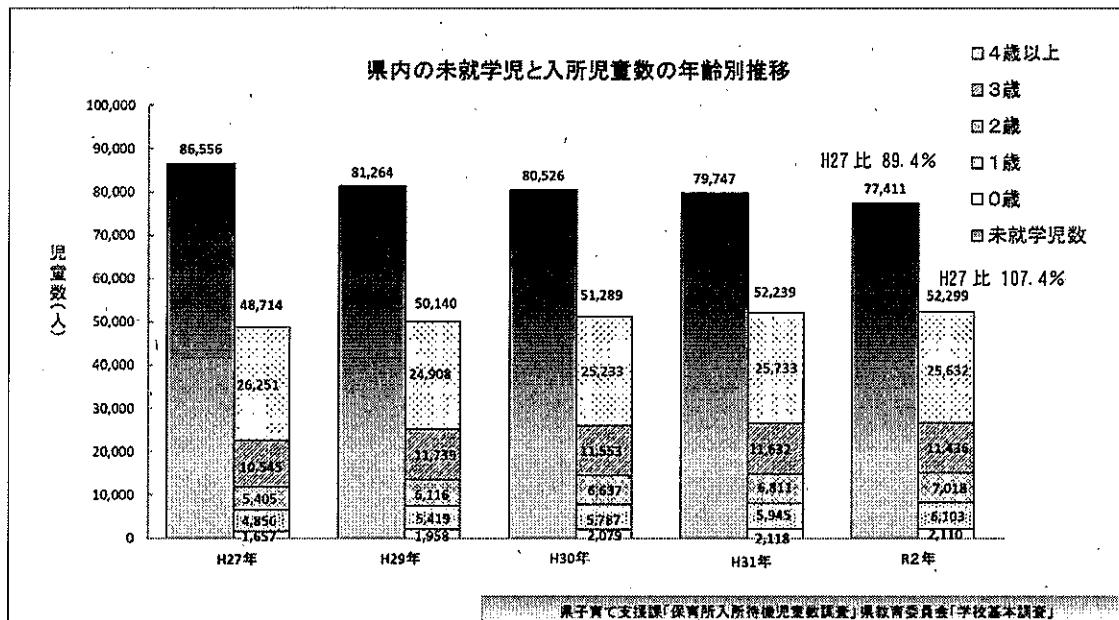
県こども・青少年政策課「少子化・子育てに関する県民意識調査」(令和元年)

3 子ども・子育て支援の状況

(1) 保育所、幼稚園等の利用状況

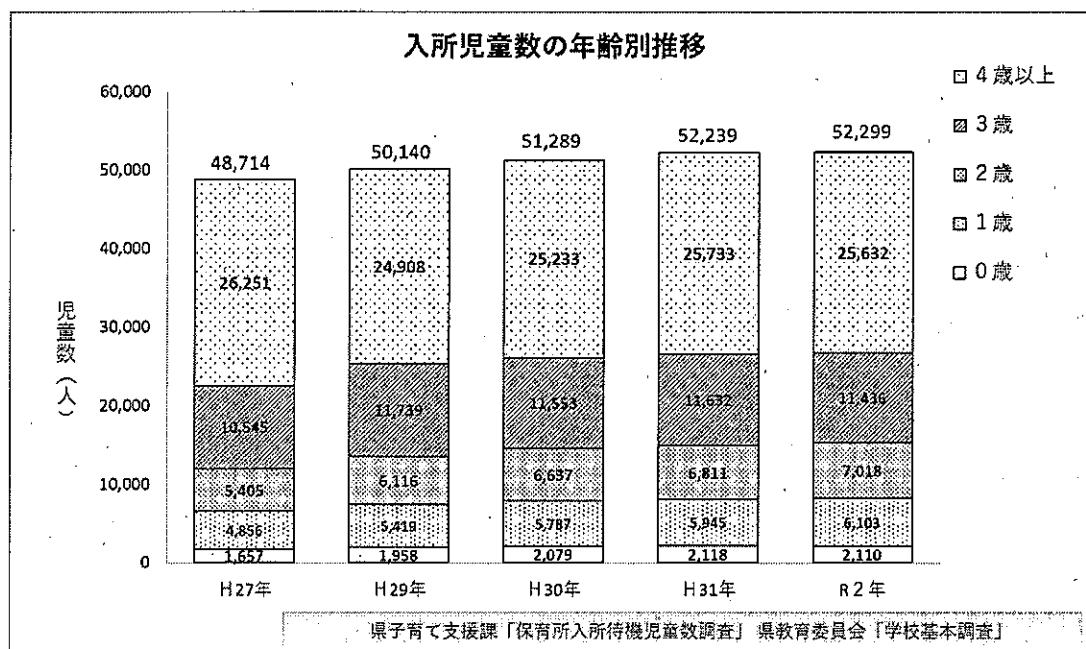
① 入所児童数の施設別推移

平成 27 年の子ども・子育て支援新制度開始当初と比較して、県内の未就学児数は 89.4% に減少していますが、施設を利用する子どもの数は 107.4% に増加しており、子育てが家庭から社会全体へ移行しています。



①-1 入所児童数の年齢別推移

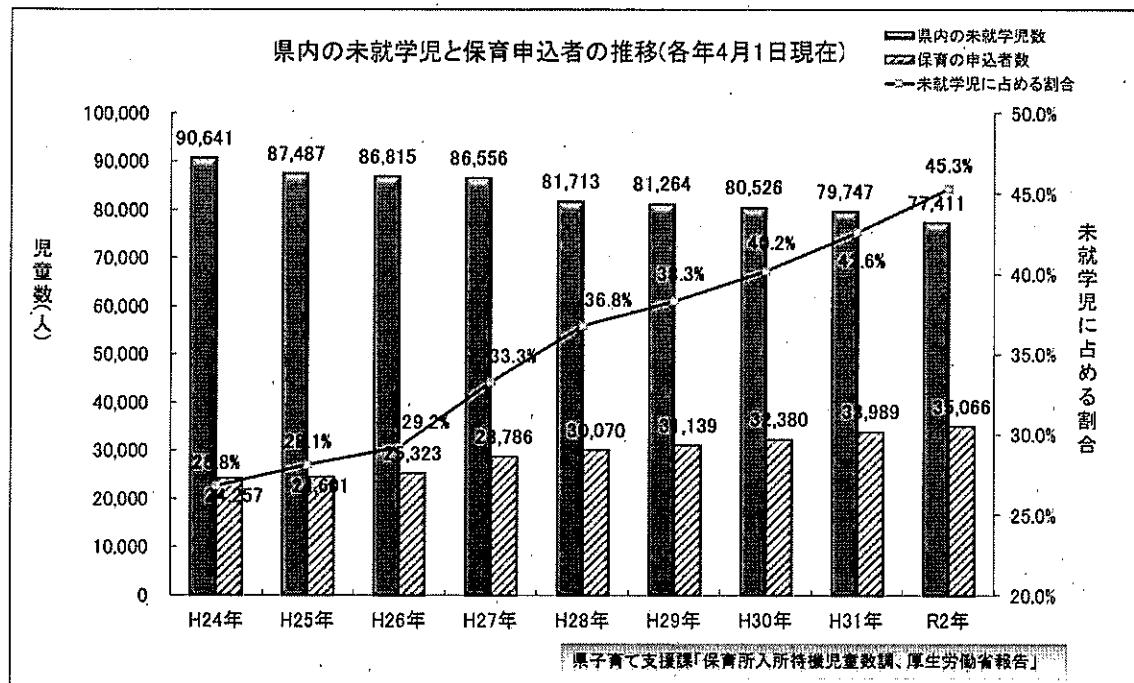
県内の幼稚園、保育所等の入所児童数は 3 歳以下を中心に増加しており、特に 0 歳から 2 歳の占める割合が高くなっています。



※いずれの図も、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設等

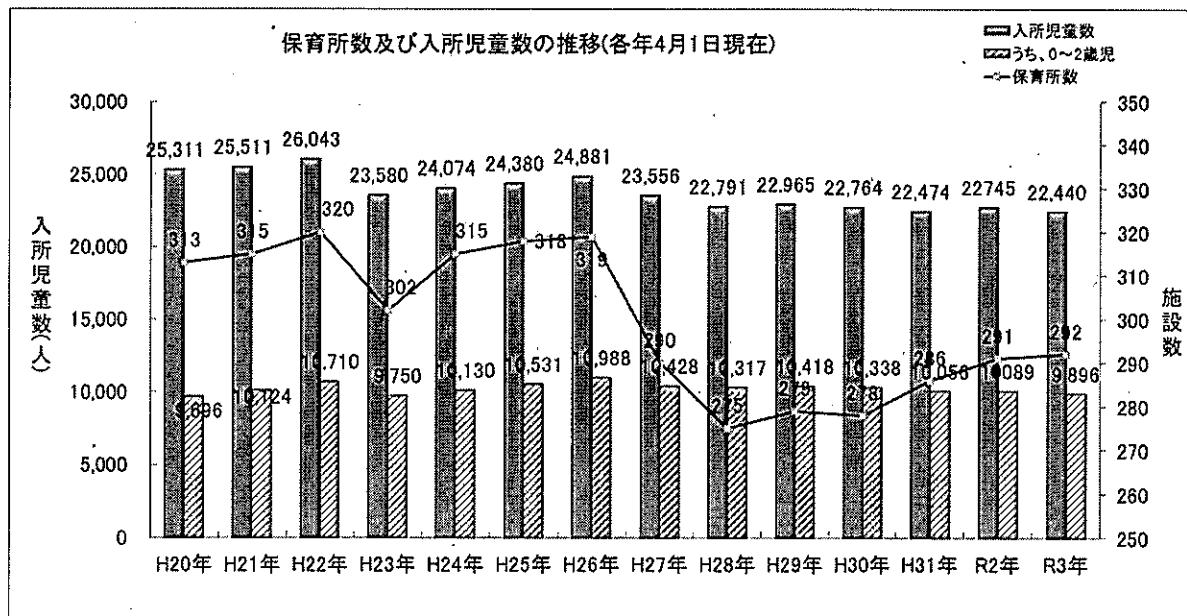
② 保育申込者数の推移

未就学児全体数は年々減少していますが、一方で保育の申込者数は増加しており、未就学児全体に占める割合は平成 30 年に 4 割に達しています。



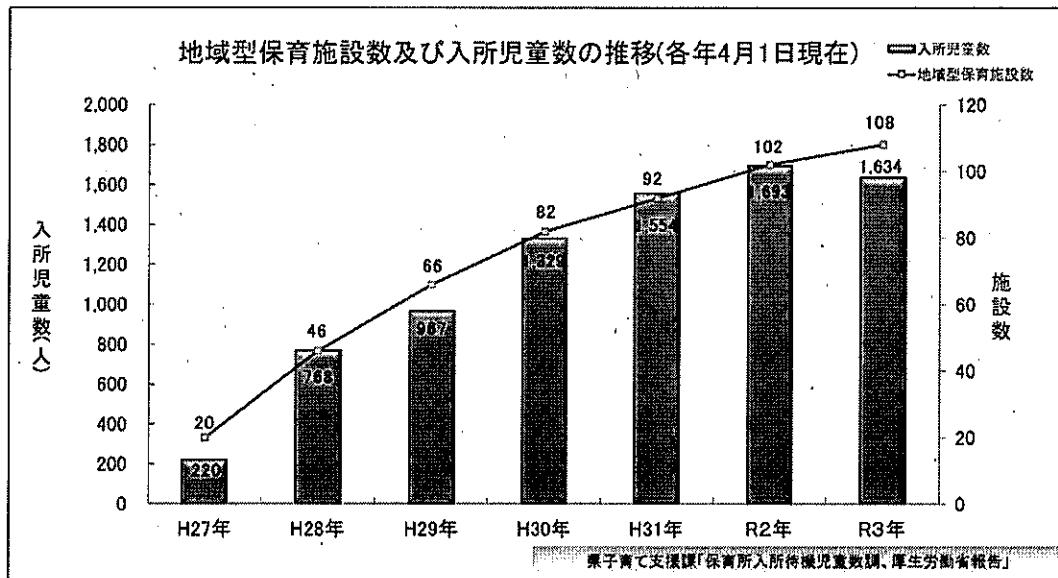
③ 保育所の推移

県内の認可保育所については、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度開始以降、認定こども園への移行等により減少傾向にありました。しかし、保育需要の増加に伴い、近年は新設が進み再び増加傾向にあります。



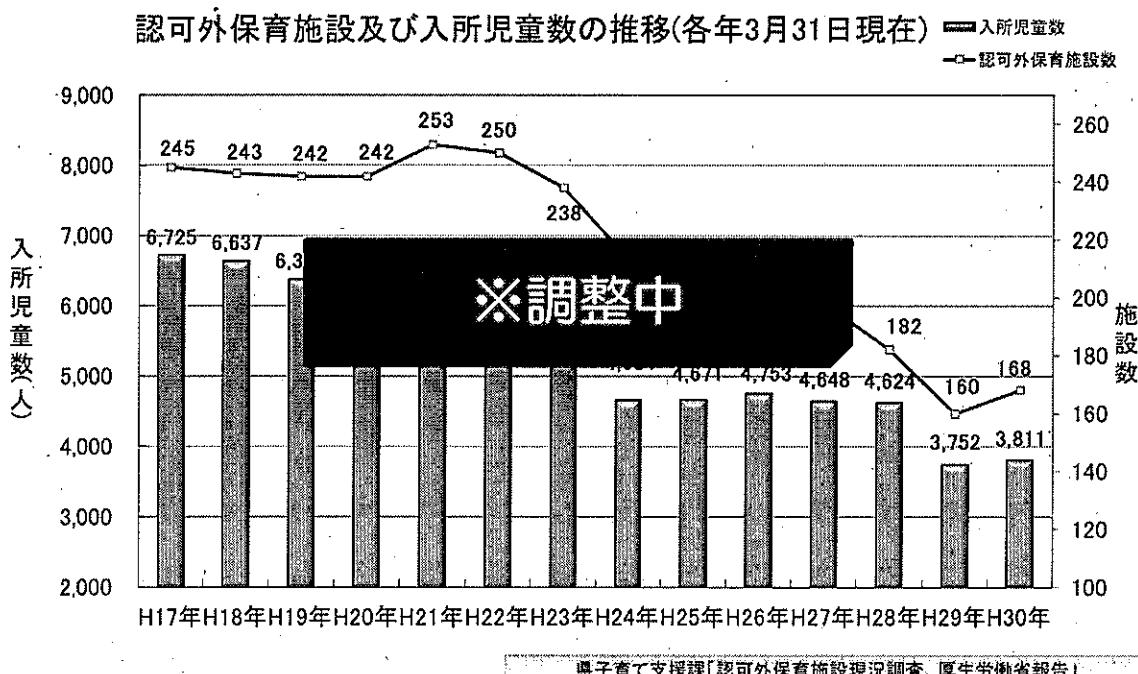
④ 地域型保育施設の推移

地域型保育施設についても、子ども・子育て支援新制度の開始以降、開設が進み、令和3年4月1日現在では1,634人が入所しており、保育申込児童数の4.7%（3歳未満児の申込児童数では10.5%）が地域型保育施設に入所しています。



⑤ 認可外保育施設の推移

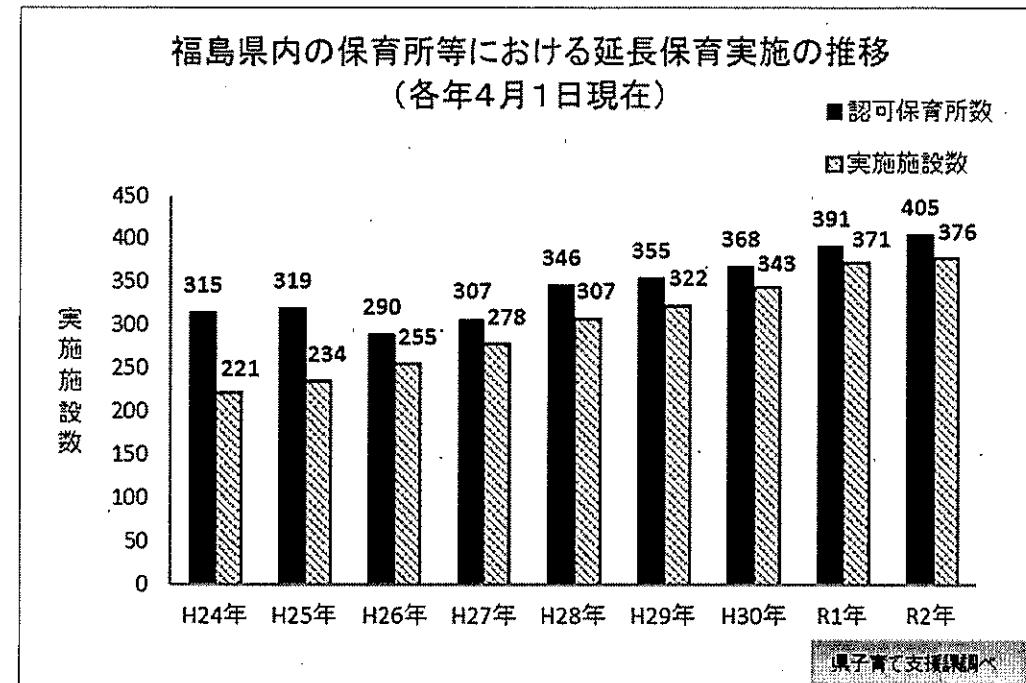
認可外保育施設については、平成23年の東日本大震災の影響による減少や平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始以降は認可保育所への移行が進み減少傾向にありましたが、平成29年からは企業主導型保育施設の開設が始まり増加に転じています。



(2) その他の子育て支援状況

① 延長保育実施の推移

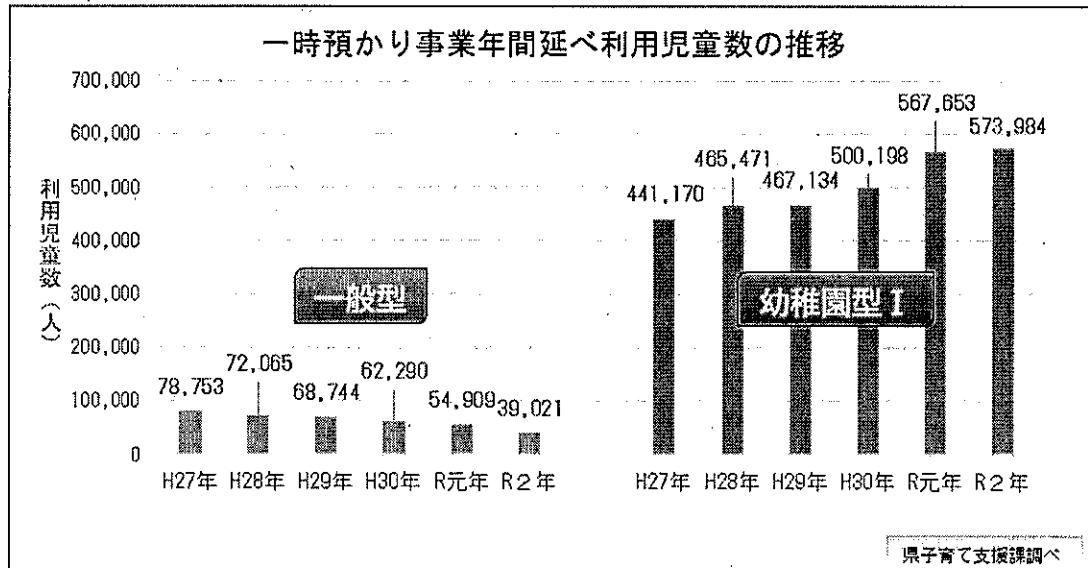
延長保育については、保育所等の増加とともに年々実施施設数も増加しております、令和2年には9割以上の保育所等で実施されています。



※ H27年以降は認定こども園を含む。

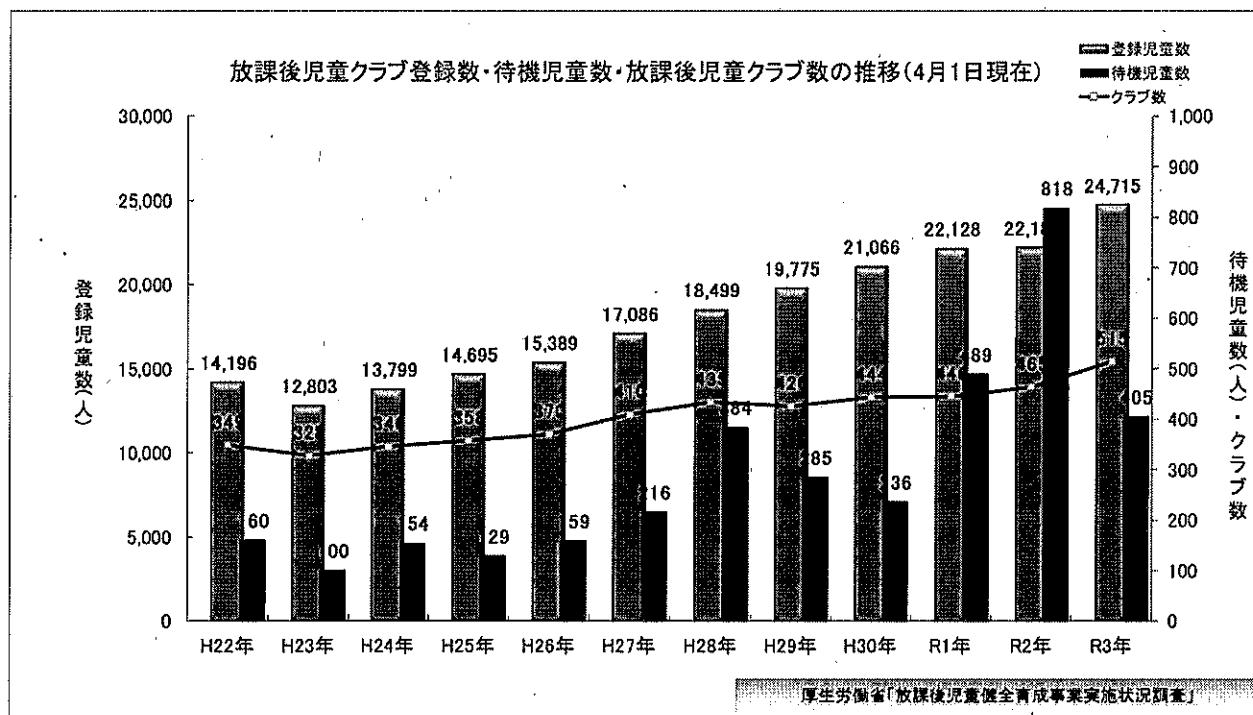
② 一時預かり事業年間延べ利用児童数の推移

子ども・子育て支援新制度が施行され、一時預かり事業（一般型、幼稚園型）として整理されて以降の一時預かり事業の年間延べ利用児童数は、一般型においては年々減少している一方、幼稚園型（平成30年度からは幼稚園型Ⅰ）は年々増加しており、事業全体としては増加傾向にあります。



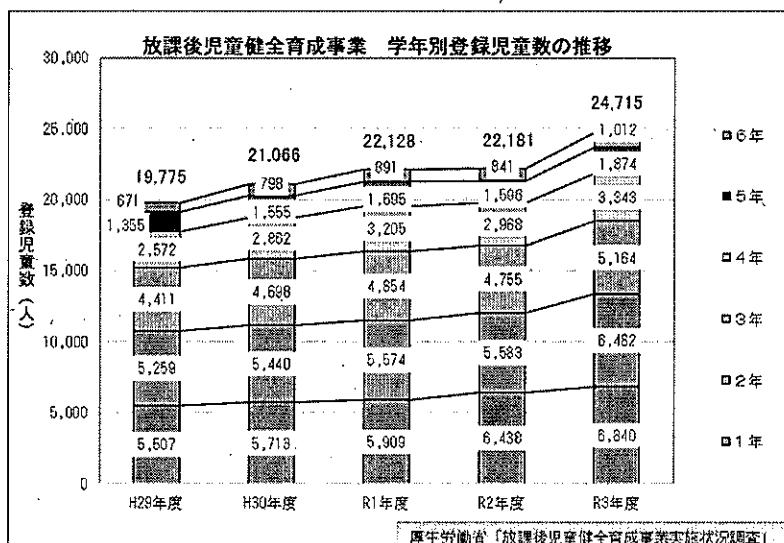
③ 放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについては、東日本大震災の影響により平成 23 年はクラブ数、児童数ともに大きく減少しましたが、その後は、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度開始以降は対象年齢が小学校 6 年生までに引き上げられたことなどもあり、クラブ数、児童数が増加しています。



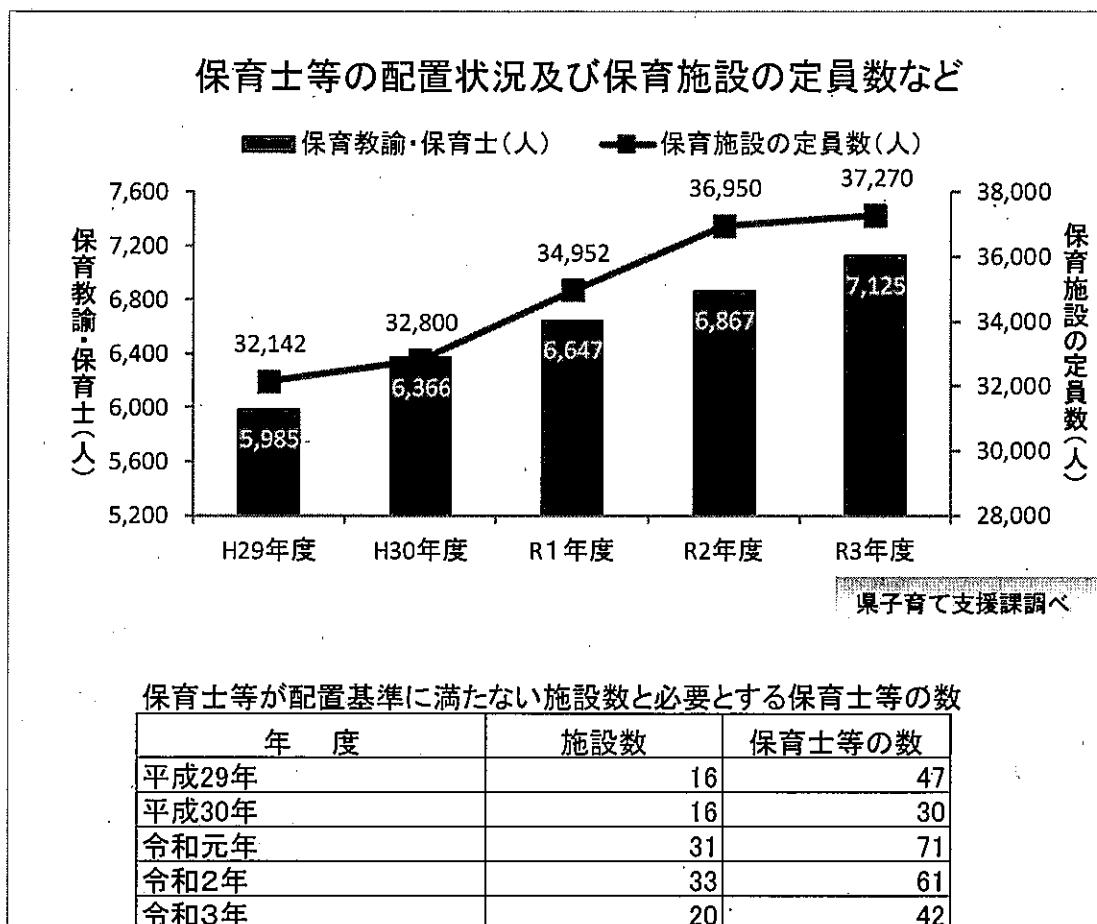
④ 学年別登録児童数の推移

放課後児童健全育成事業の登録児童数は、全ての学年で増加しており、その数は低学年ほど多くなっています。また、児童数の増加率は、平成 29 年度と令和 3 年度の比較で、6 年生は約 1.5 倍、5 年生は約 1.4 倍、4 年生は約 1.3 倍であるのに対し、1 年生、2 年生、3 年生は約 1.2 倍となつており、高学年ほど高い伸び率になっています。



(3) 保育従事者の状況

県内の保育施設の定員数が増加していることに伴い、保育士等の人数も増加していますが、配置基準に満たない施設も令和3年には20施設あります。また、配置基準に基づく最低限の人員での施設運営を余儀なくされている施設もあり、保育士等が休暇を取得しにくいなど勤務条件における様々な課題が生じています。



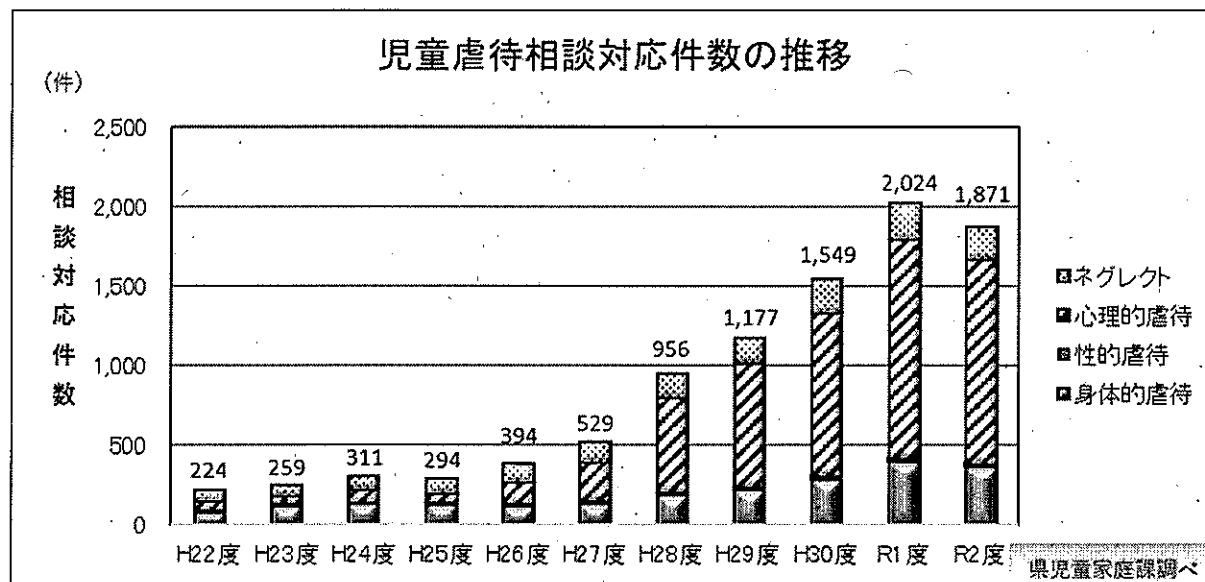
4 支援を必要とする子どもや家庭の状況

(1) 児童虐待等の状況

① 児童虐待相談対応状況

県内の児童虐待に関する相談状況については、近年著しく増加しており、相談体制の強化が求められます。

平成28年度以降、ドメスティックバイオレンス(DV)が子どものいる家庭で発生した事案について、心理的虐待として警察から通告される件数が増加していることにより、件数が引き続いて増加しています。

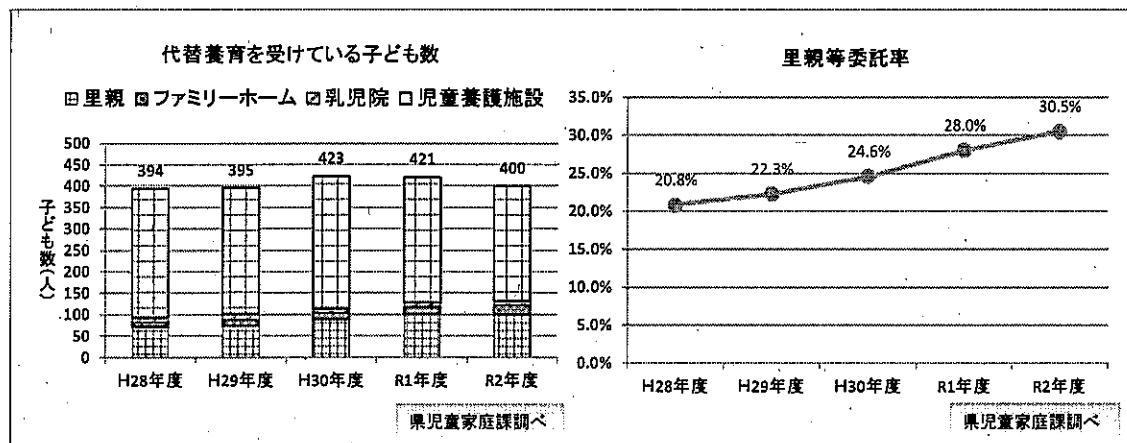


② 社会的養育の状況

家庭での養育が困難で、代替養育を受けている子ど�数は400人前後で推移しています。

そのうち、家庭と同様の養育環境で子どもを養育する里親、ファミリーホームの割合（里親等委託率）は増加しています。

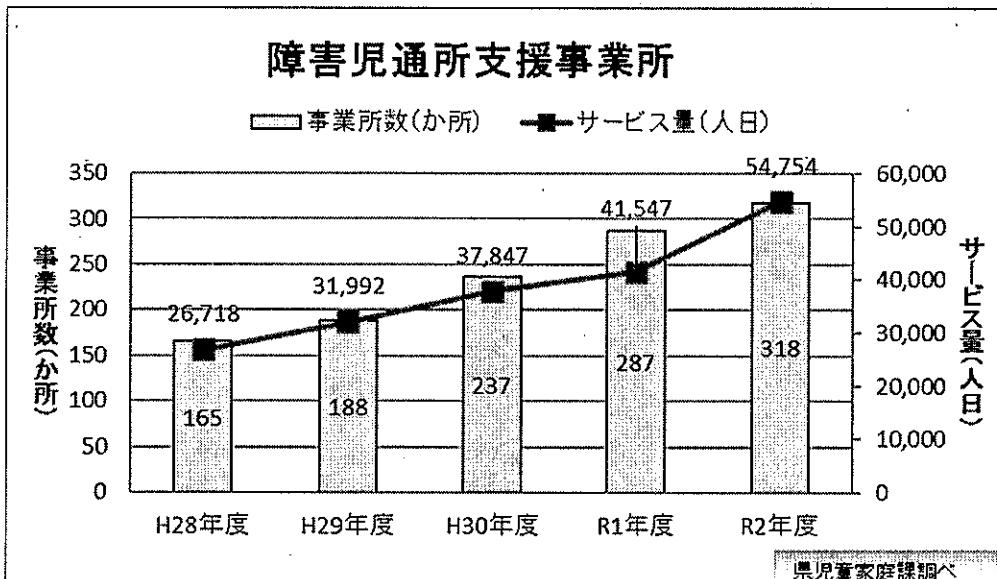
※代替養育 家庭での養育が困難な子どもを養育すること



(2) 障がい等のある子どもへの支援状況

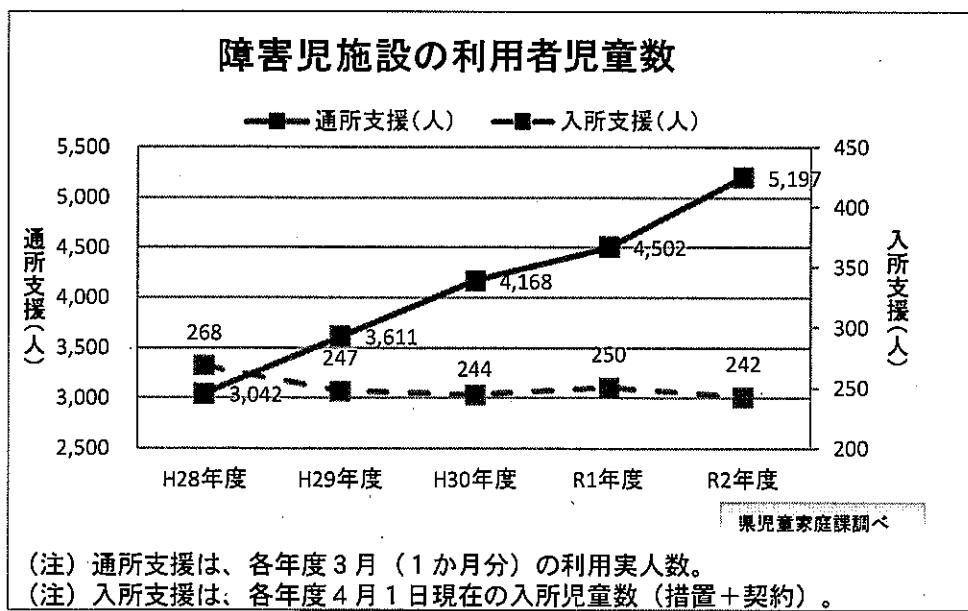
① 障害児通所支援事業所の推移

県内の障害児通所支援事業所は年々増加しており、同様にサービス量も増加しています。



② 障害児施設の利用児童数の推移

県内の障害児通所支援事業所の利用児童数は年々増加しています。一方、障害児入所施設に入所する児童は減少傾向にあります。

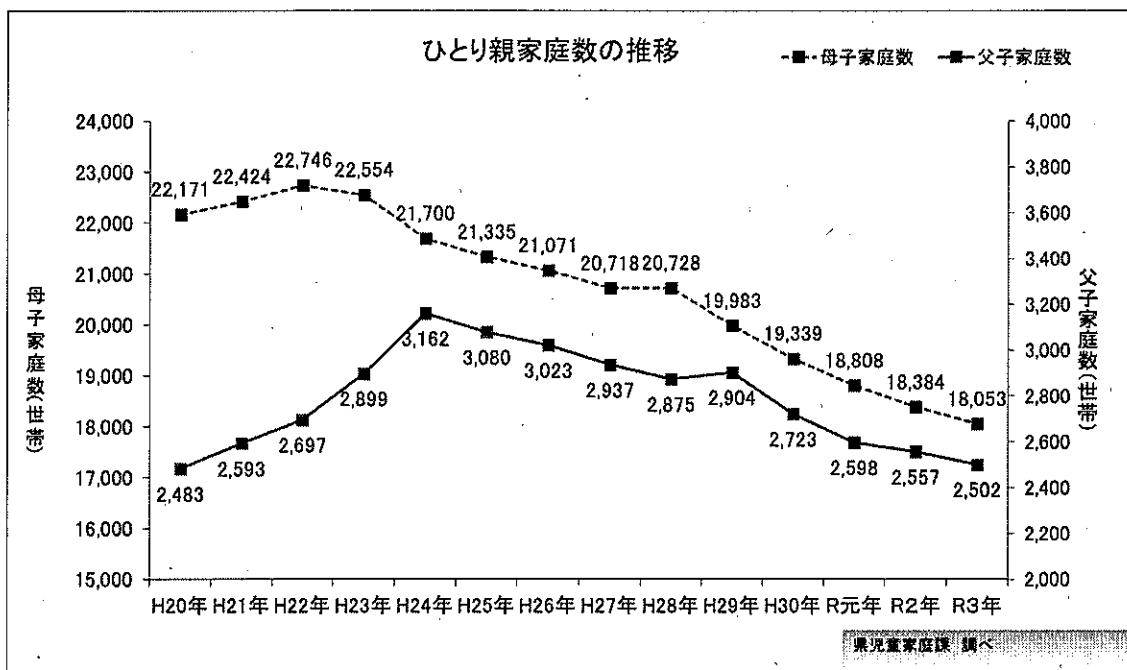


(3) ひとり親世帯等の推移

① ひとり親家庭数の推移

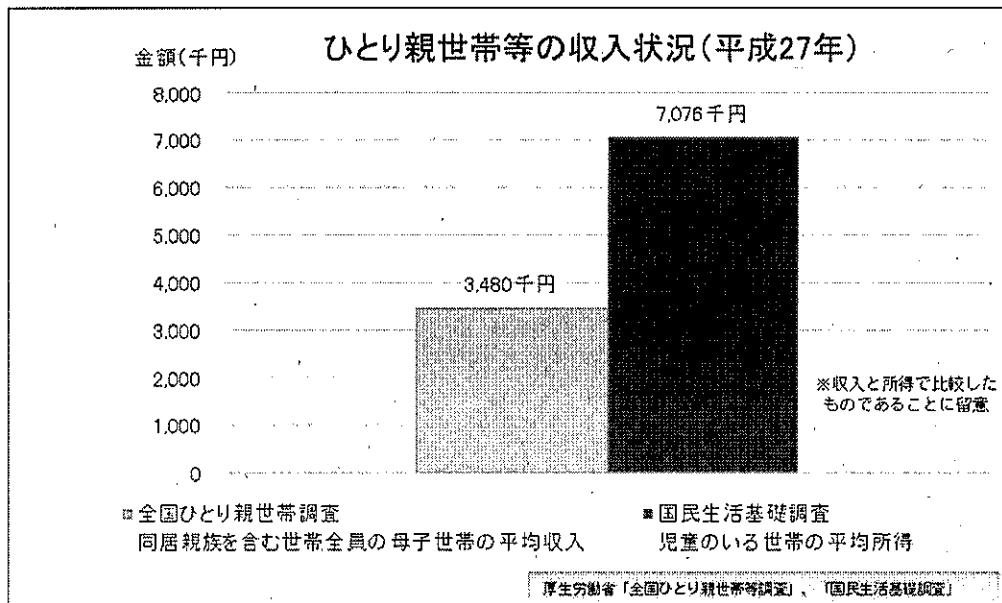
県内の母子家庭の世帯数は増加傾向にありましたが、平成22年の22,746人をピークに、平成23年以降は減少傾向にあります。

また、県内の父子家庭の世帯数は、平成24年の3,162人をピークに減少傾向にあります。



② ひとり親世帯等の収入状況

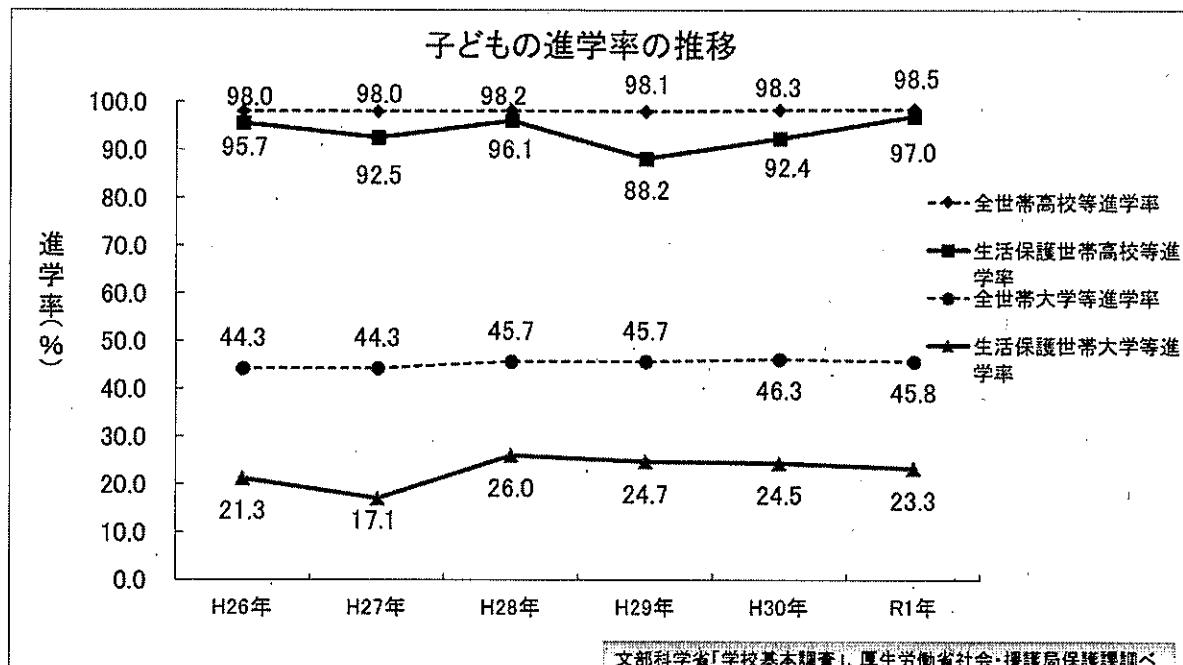
平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、同居親族を含む世帯全員の母子世帯の平成27年平均収入は348万円となっており、平成28年国民生活基礎調査における児童のいる世帯の平成27年平均所得707万6千円と比較して低くなっています。



(4) 子どもの貧困

① 生活保護世帯に属する子どもの進学率

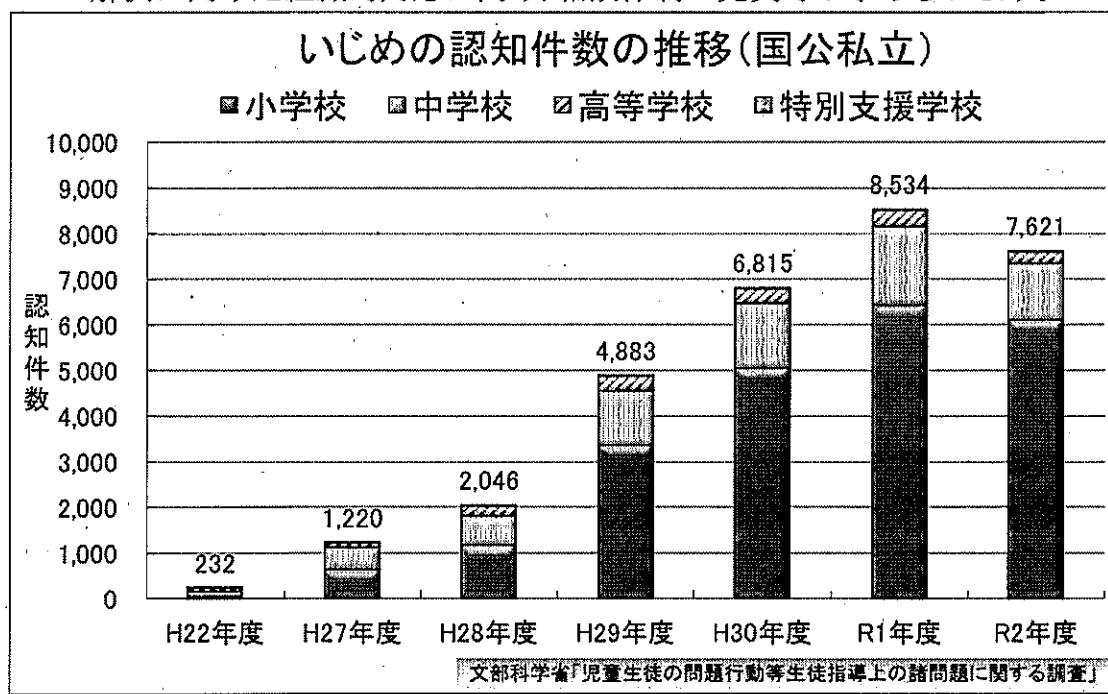
県内の生活保護世帯に属する子どもの進学率については、高校等進学率・大学等進学率のいずれも全世帯でみた進学率より低くなっています。



(5) いじめや不登校の状況

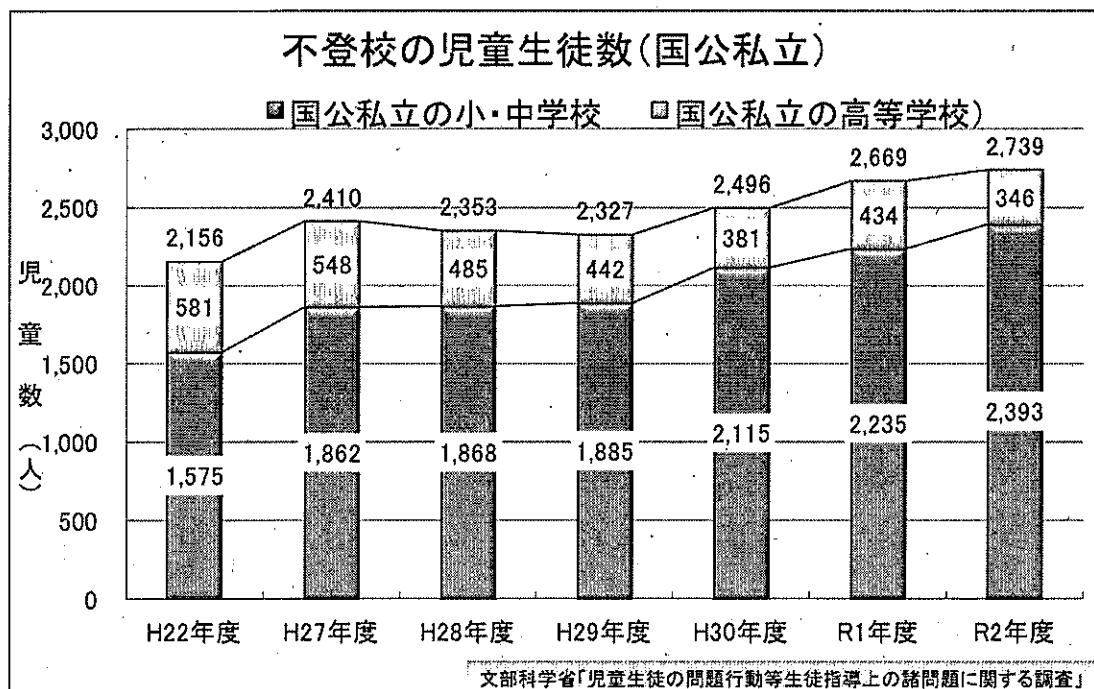
① いじめの状況

県内のいじめの認知件数については、近年、各校で積極的な認知が進んだことにより、件数が著しく増加しており、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けた組織的対応に向け、相談体制の充実等が求められます。



② 不登校の状況

県内の不登校の児童生徒数については、震災前と比較して増えており、特に小・中学校での不登校児童生徒数が増加傾向が続いている。

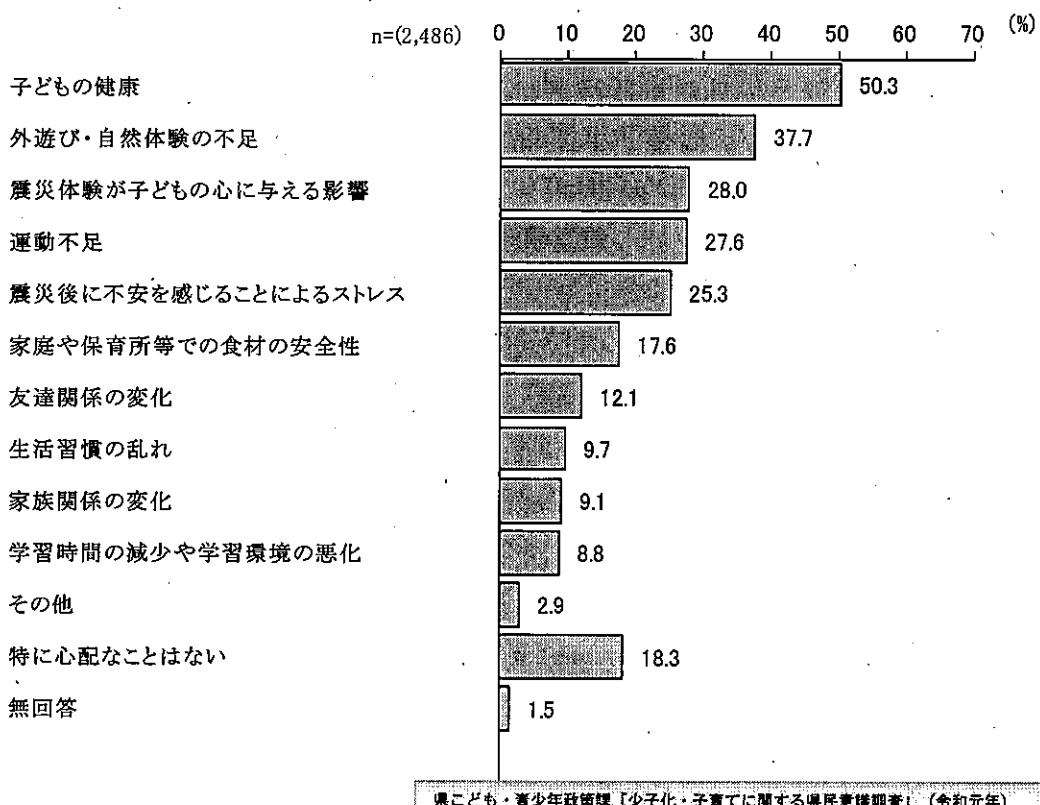


5 東日本大震災の影響

① 震災による子どもへの影響で心配なこと

県民意識調査によると、震災による子どもへの影響で心配なこととして「子どもの健康」が 50.3%と最も多く、以下、「外遊び・自然体験の不足」(37.7%)、「震災体験が子どもの心に与える影響」(28.0%)、「運動不足」(27.6%)などとなっています。

震災による子どもへの影響で心配なこと

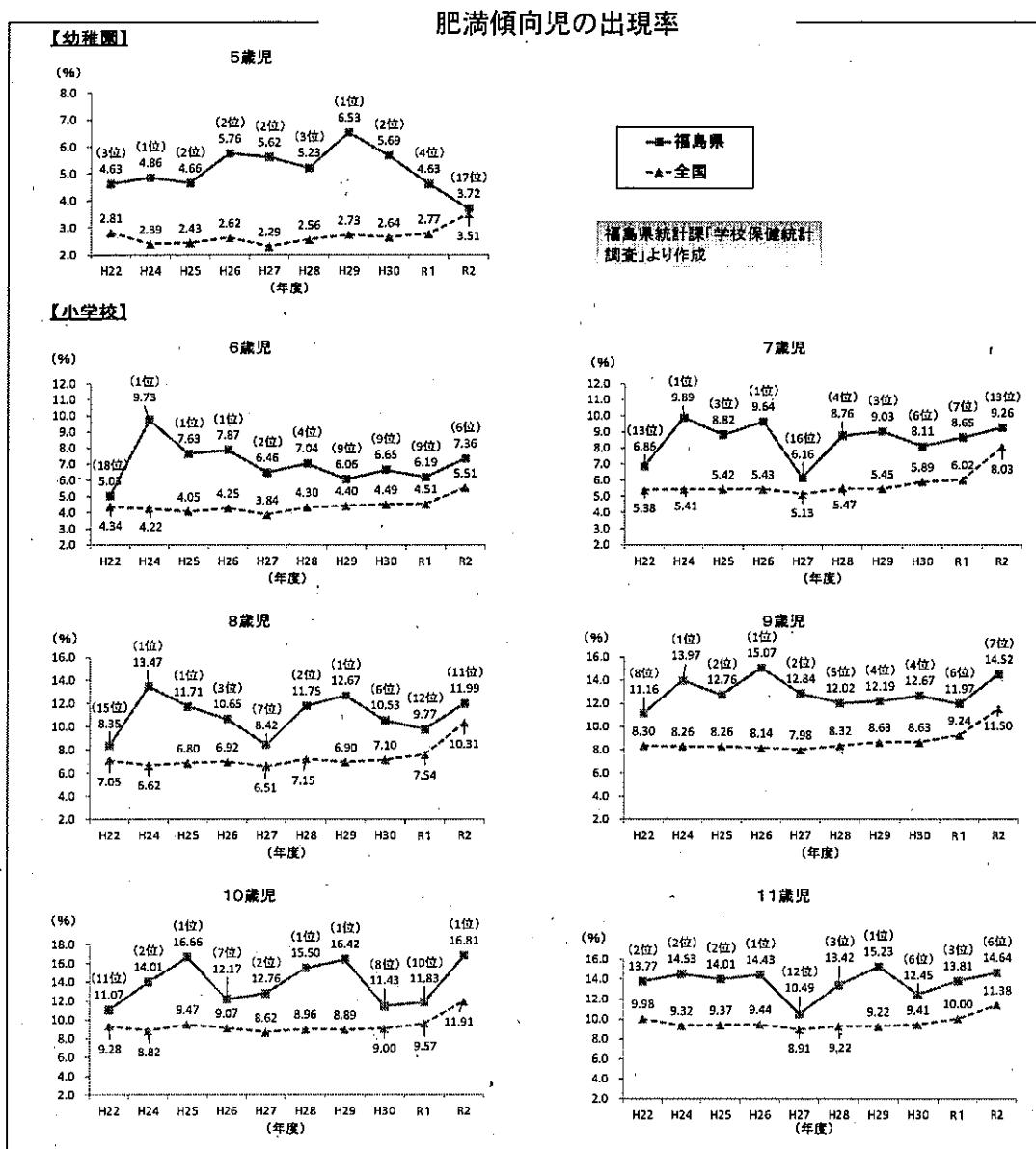


② 肥満傾向

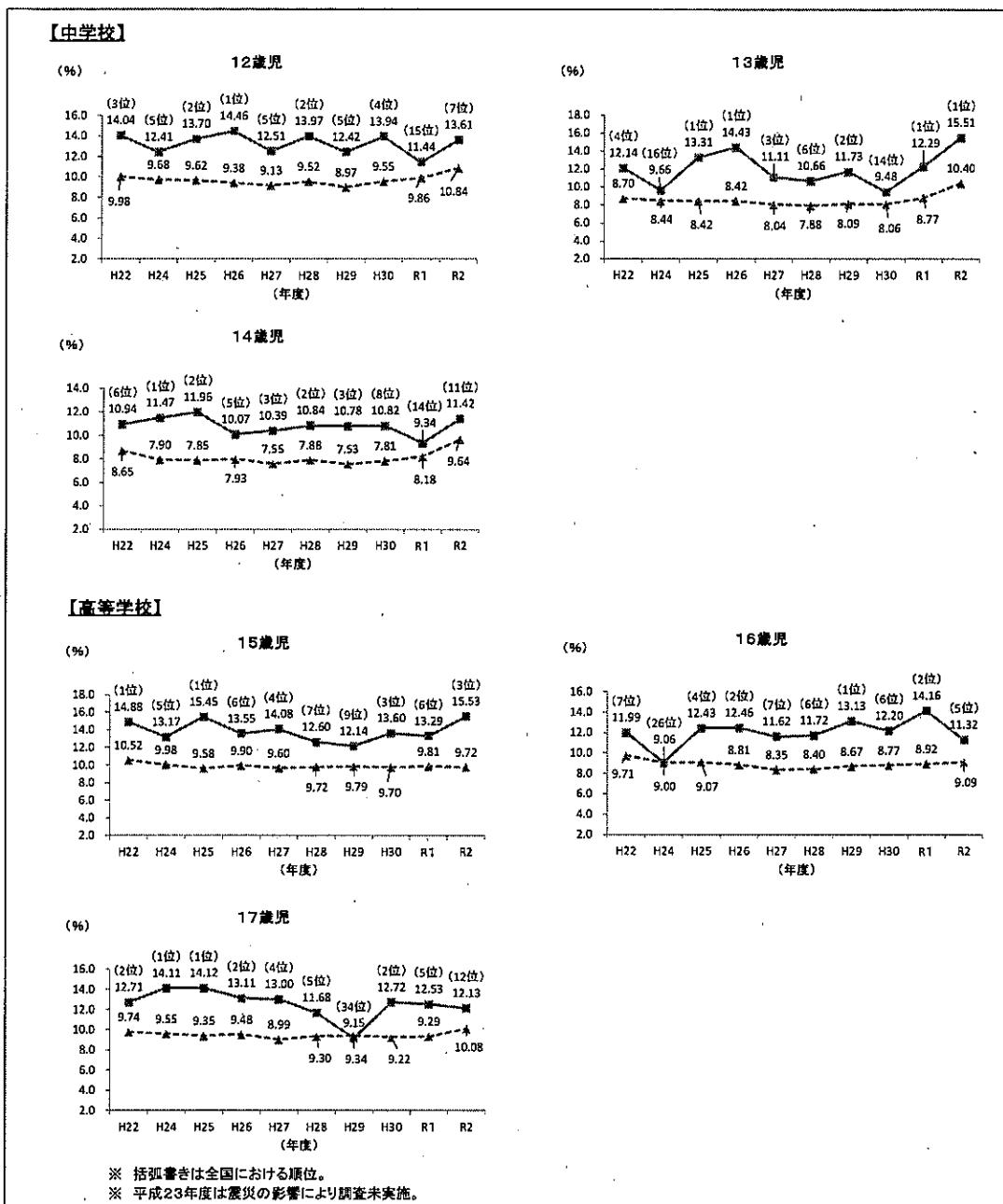
本県においては、震災以前から子どもの肥満傾向が高い状況にありました。震災以降、全ての年齢においてその傾向が顕著になりました。このため、肥満や体力といった健康課題への総合的、一体的アプローチを展開してきたことにより、徐々に改善傾向が見えていましたが、令和2年度に再び増加に転じました。

また、子どもの生活習慣には、保護者の生活習慣が大きく影響しますが、震災以降、メタボリックシンドロームをはじめとする成人の生活習慣病に関する健康指標は悪化傾向です。

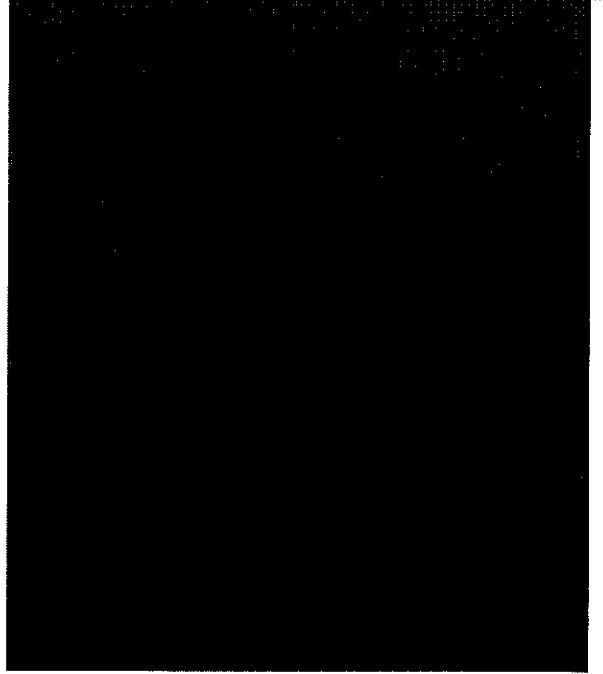
震災後は、生活環境の変化による食習慣の乱れや、震災直後の放射性物質の拡散に伴う屋外活動制限等により、運動習慣が失われたことの影響が考えられましたが、令和2年度の増加要因の一つとして、新型コロナウィルス感染症の感染拡大による新しい生活様式の影響が考えられます。



第2章 福島県の子どもと家庭を取り巻く状況



第2章 福島県の子どもと家庭を取り巻く状況



第3章

計画の 基本理念、 基本目標及び 基本方針

1 計画の基本理念

社会全体での子育ち・子育ての支援

かつては、子育ては大家族の中で、更には家族を越えて集落、地域社会全体で行われてきました。

しかし、現在の社会においては、核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により、子育てが孤立化し、子育てに伴う不安や負担が大きくなっています。さらに東日本大震災や新型コロナウィルス感染症がそれに拍車をかけている状況にあります。

また、女性の社会進出が進み、結婚しても仕事を続けることや子育てと仕事との両立、男性の子育てへの参画が望まれています。しかし現状は、子育ての負担が女性に偏っており、男性も長時間労働が常態化することで子育てに関わりにくくなっている等の状況が見受けられ、子育てを含めた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

このように、現在の社会は、子育てしやすい環境とはなっておらず、少子化が急速に進行しております。

本県においては、平成25年で震災後大幅に減少していた出生数が増加に転じ、合計特殊出生率が1.53と震災前の水準に戻り、1.50以上を保っていたものの、人口を維持していく水準(2.07)には程遠く、令和元年には1.47に低下して1.50を下回るなど、少子化の進行には歯止めがかからない状況が続いている。

また、全国的に子どもの貧困や児童虐待が社会問題化しており、本県においても、保護者の経済状況等様々な背景によって子どもが問題を抱えている例も見られます。さらには、新型コロナウィルス感染症の流行という、これまで経験したことのない事態が生じたこともあります。多くの子ども・若者は不安を高め、孤立・孤独の問題が顕在化するなど、子ども・若者をめぐる問題はさらに深刻さを増しています。

子どもは社会の宝であり、未来を担う子どもたちが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いであるとともに、子どもを生み育てること、子どもが健やかに育つことは、活力ある豊かな未来の社会を築いていく次世代を育成することでもあります。

このような意味において、安心して子育てができる、子どもが健全に育つことができるよう、行政や家庭を始め、地域の各団体や企業、高齢者等の様々な世代など、社会全体で子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要です。また、子ども・若者が誰ひとり取り残されることなく、社会の中に安心して居場所を持ちながら成長・活躍していくよう、絶え間ない変化の時代を幸せ(Well-being)に自立して生活する基礎を形成できるよう支援していくことが必要です。

第3章 計画の基本理念、基本目標及び基本方針

このため、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備し、子どもたちが健やかに育つように、各施策を総合的に推進していきます。

2 計画の基本目標

前記の「社会全体での子育ち・子育ての支援」の基本理念の下、子育ちや子育てに夢と希望を持てる社会づくりを目指して、「ふくしま新生子ども夢プラン」において、次の3点を新たに基本目標として掲げ、施策の展開を図ります。

① 出会い・結婚から子育てまでの希望の実現

現在の社会においては、子育ての負担感、子育てと仕事との両立の負担感、若者の経済力の低下等、結婚をしたい人にそれをためらわせるような、あるいは夫婦が理想の人数の子どもを生み育てるのをためらうような様々な要因があります。

家庭を築き子どもを生み育てるかどうかは個人の選択に委ねられるものですが、希望する方が希望どおりに結婚・妊娠・出産をして、子育てできる環境を整えることが必要です。これまで以上に一歩ずつでも、安心して子どもを生み、健康に育てることができ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境になっていくように、多様化するニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図り、幸福な子育てが実現できるよう支援します。

② 家庭環境や障がいの有無等にかかわらず誰もが輝く社会づくり

現在の社会においては、子どもの健やかな成長をおびやかす児童虐待やいじめ、近年増加するSNS利用に起因する子どもに対する犯罪等が大きな社会問題となっています。

また、ひとり親家庭や貧困家庭における子どもの未来が、それぞれが置かれた環境に妨げられないための支援が必要です。

子どもは、みなそれぞれ異なる個性や能力を持ち、将来への様々な可能性を秘めています。子ども自身の声を尊重し、障がいを抱えた子どもも含めてあらゆる子どもたちが大切にされ健やかに育つことができる社会を目指します。

③ 子どもたちを地域で育む環境づくり

現在の社会においては、核家族化の進行や地域社会における人のつながりの希薄化により、子育て世帯の孤立化が進んでおり、震災等の影響で子育てに伴う不安や負担が大きい状況にあります。

かつて身近にいた出会い・結婚・子育てを世話する人も少なくなる中で、子育て支援団体、企業、行政等関係機関、そして様々な世代の方を含めた子育て等への関わり、支援の輪の拡大に向けた取組が求められています。地域で子育てを見守り応援することで、応援する人も応援される人も、そして、地域全体が温かい気持ちに包まれ、郷土愛の醸成にも繋がることが期待されます。

子どもは地域の未来を創ることを県民全体で共有しながら、地域全体で見守る社会の構築を目指します。

3 計画の基本方針

I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現

家庭の役割や子育ての意義等について、様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、若者の安定的な就労や独身男女の出会いの機会の創出に向けた取組等を推進し、結婚を希望する方が結婚できるような環境づくりを進めます。

また、周産期医療・小児医療体制の整備や、妊娠から出産・子育てにかけての様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等関係機関の連携強化を図り、切れ目ないサポート体制を推進します。

さらに、妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、若い世代を中心に周知啓発を行います。

II 子育て支援

増加する保育ニーズに対応するため、施設整備等により入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進します。

また、多様なニーズに応えるため、保護者の状況等に合わせた地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりなど、子育て施策の一層の充実を図ります。

さらに、医療費、保育料、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制を整備・運営します。

III 子どもの健やかな成長と自立

子どもを一個人であることを十分に認識することが重要であり、子どもたち自らが意見を表明できるような機会や、子どもの意識・立場に立った視点の強化を推進するとともに、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

また、家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進するとともに、東日本大震災等を踏まえた道徳教育、防災教育、理数教育、自然体験教育、放射線教育など、ふくしまならではの教育を実施して、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育みます。

さらに、性教育、薬物乱用の防止とともに、肥満や瘦身等に関する様々な健康教育の充実や、家庭・学校・地域が一体となった食育を推進します。

IV 援助を必要とする子どもや家庭への支援

近年著しく相談件数が増加する児童虐待に対応するための体制を強化するとともに、家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもへの支援の充実を図っていきます。

また、障がいのある子どもが地域で安心して暮らすための支援体制の充実を図っていきます。

さらに、ひとり親家庭等自立支援計画を本計画に統合し、就労支援や経済的支援など総合的に取組を推進していくとともに、経済的な困窮などの様々な困難を抱える子どもの未来が妨げられないための支援をします。

V 子育てを支える社会環境づくり

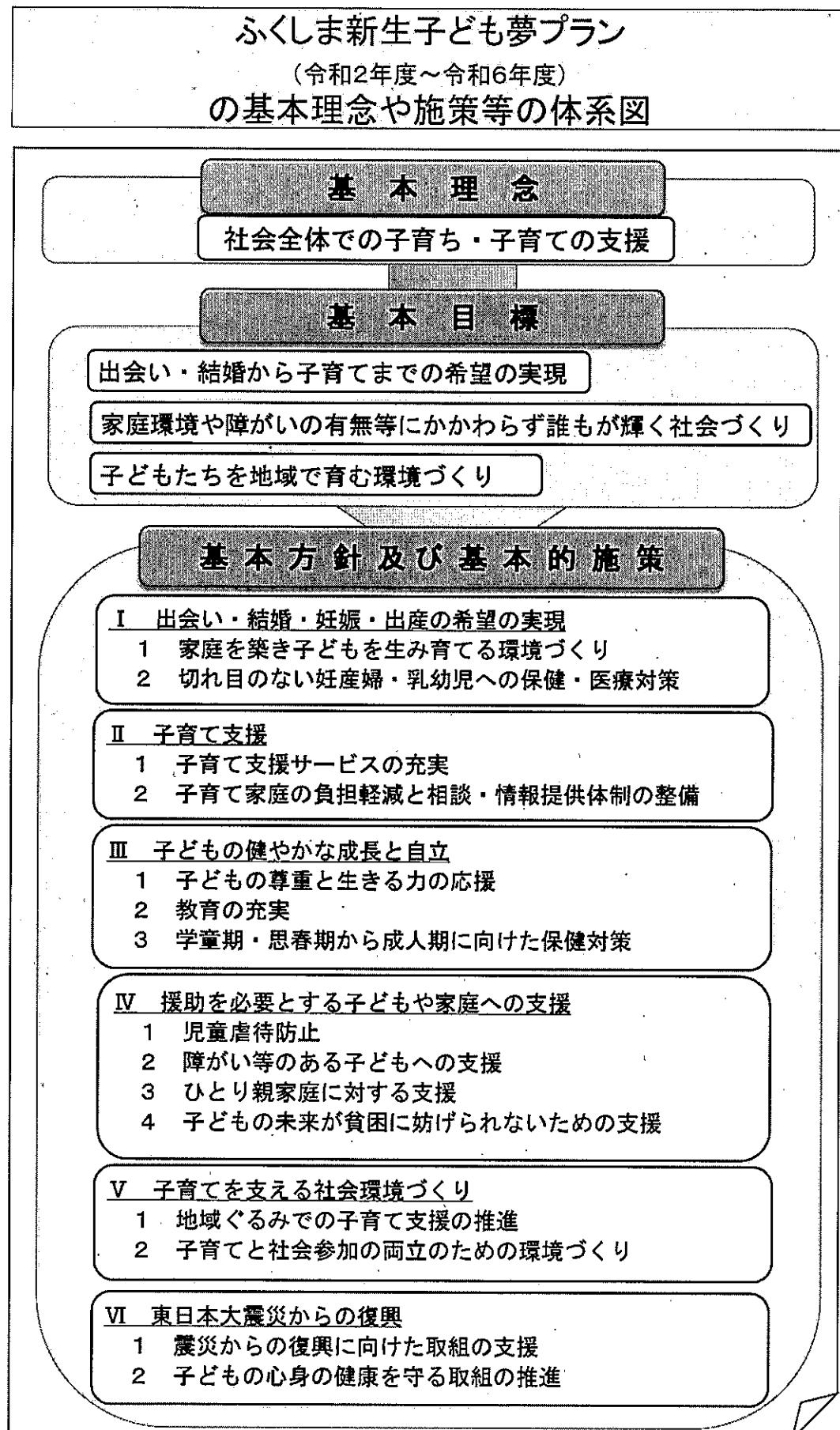
子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりや子育てしやすい生活環境づくりを推進します。

また、社会全体で子育て世帯への支援を進めるため、関係機関と連携を図りながら地域ぐるみでの子育て支援活動がさらに推進されるよう支援します。さらに、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を一層図ります。

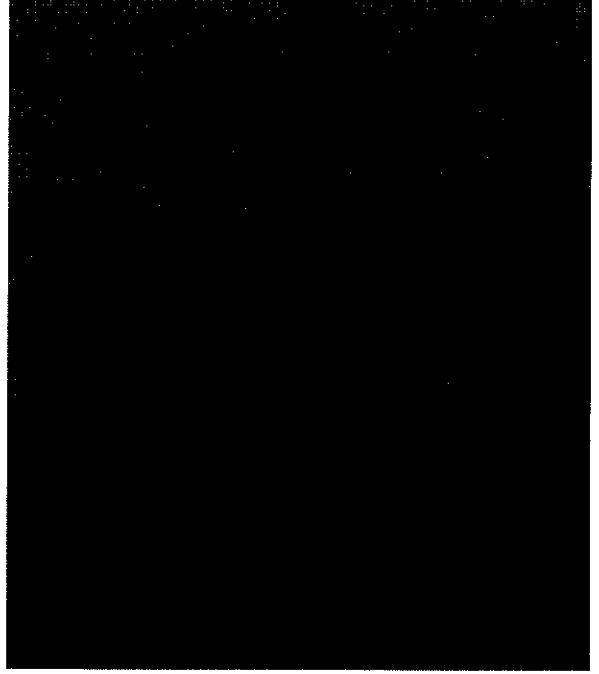
VI 東日本大震災からの復興

震災後の本県にあって、子どもの発育にとって「遊び」は極めて重要であり、子どもの遊び環境の充実を図るとともに、本県の未来を担う子どもたち自身が震災や復興と向き合い理解するための取組を支援します。

また、長期にわたる県民健康調査を継続していくほか、依然として、様々な不安を有している家庭等があることを踏まえ、心のケアの支援をするなど、被災した子どもや保護者に寄り添った支援を図ります。



第3章 計画の基本理念、基本目標及び基本方針



第4章 基本的施策及び 行動計画

第4章 基本的施策及び行動計画

I 出会い・結婚・妊娠・出産の 希望の実現

1 家庭を築き子どもを生み育てる環境づくり

■現状と課題

- ・男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てるとの意義について、次代の親となる若い世代に教育・啓発していく必要があります。
- ・派遣や非正規雇用など不安定な就労の若者が一定数おり、若者の経済力低下につながる可能性があります。
- ・現在は、かつてのようなお見合い等の世話をする人の減少などにより、独身の男女が出会い系が減少しており、県民意識調査においても、「異性と出会い系そのものがない」や「理想の相手にまだめぐり合えない」が独身でいる理由の上位となっています。

■施策の方向

- ・家庭の役割や子育ての意義等について、発達段階に応じて教育するとともに、様々な機会を捉えて啓発を行います。
- ・新卒者の就職を支援するとともに、不安定就労や無職の若者が安定的な就職ができるような支援を推進していきます。
- ・独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などの取組を一層推進します。
- ・若者が経済的に自立し、働くことなどを通して自らを高め、社会に参加できるよう、一人ひとりの能力の育成を図るとともに、多様な就業機会の提供を図ります。

■行動計画

(1) 家庭・子育てに関する教育・啓発の推進

- 「子育ての日」及び「子育て週間」*におけるイベントなど様々な機会をとらえて啓発を進め、結婚や子育てに関してポジティブなイメージを持てる気運の醸成に努めます。

* 子育ての日及び子育て週間

県では、「安心して子どもを生み育てることができ、子ども自身が健やかに育つことができる環境づくり」を官民一体となって推進するため、11月の第3日曜日を「子育ての日」、その前後各1週間を「子育て週間」としている。

- 子どもや若者が乳幼児と触れ合う機会の充実を図り、子育て観を育成するとともに、生命の大切さや家庭・家族の役割等への理解を深めることについて、児童・生徒の発達段階を踏まえた教育を進めていきます。

- 妊娠・出産・子育ての仕組みや意義等について、思春期から女性のみならず男性に対しても、親になるための準備段階を含めた教育や支援を推進し、親の育ちを支援します。

(2) 若者の就業に対する支援

- 新卒者の就職希望の実現を図るため、情報提供や面接等により就職指導の充実を図るほか、適切な進路選択ができるように、インターンシップや発達段階に応じた職場体験・キャリア教育などを推進します。
- 県内各地区に進路アドバイザーを配置し、面談等を通して、就労に関する様々な情報の提供や生徒ニーズとのマッチングを行うことで、早期離職の低下、県内の高校生等の将来の生活基盤安定を図ります。
- 就職面接会の開催や企業に対する働きかけなどを通して、若者の就職促進を図るとともに、起業に向けた取組を支援します。
- 県立テクノアカデミーにおいて、高校卒業者などを対象とした職業訓練を行い、新技術への対応能力や高度問題解決能力などのより高い能力を有し、産業の高度化に対応できる実践的な技術者を育成します。

(3) 独身男女の交流等への支援

- 結婚の相談に応じる世話やきボランティアを育成するとともに、婚活イベントやマッチングシステムなどに加え、オンライン交流会やオンラインお見合いなど、新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」に即した出会いの機会を提供します。
- 市町村が行う結婚に関するセミナーやイベントを支援するとともに、結婚しやすい環境づくりに取り組みます。

■施策に関する指標

第4章 基本的施策及び行動計画～I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現～

指標名	現在値		目標値	
県立高校生の就職決定率 (県立高等学校全日制・定時制)	H30年度	99.7%	R6年度	100.0%
婚姻数	H30年	7,685件	R2年～R6年	毎年 8,000件
合計特殊出生率 ※目標値は県民の 希望出生率に基づく	H30年	1.53	R6年	1.61
50歳時未婚割合(男性)	H27年	24.69%	現状の把握・分析に用いる	
50歳時未婚割合(女性)	H27年	11.63%	現状の把握・分析に用いる	
平均初婚年齢(夫)	R2年	30.3歳	数値は毎年度把握し 分析する	
平均初婚年齢(妻)	R2年	28.8歳	数値は毎年度把握し 分析する	
有配偶出生率	H27年	82.1%	現状の把握・分析に用いる	

2 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療対策

■現状と課題

- ・分娩取扱施設の減少や小児科医及び産科・産婦人科医の不足に伴い、医療提供体制の強化が必要となっています。
- ・妊娠から出産・産後における様々な母子保健対策についても地域偏在があることに加えて、得られた情報を関係機関間で共有することができずに、有効な支援に結びついていない場合があります。

■施策の方向

- ・小児・周産期医療に必要な施設・設備整備や運営を支援するとともに、小児科医及び産科・産婦人科医の確保、育成に努めます。
- ・妊娠から出産・子育てにかけて様々な母子保健対策を推進するとともに、医療機関や学校等との連携強化、子育て世代包括支援センター機能の充実などを図り、切れ目ないサポート体制を推進します。
- ・妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、妊娠前の若い世代を中心に周知啓発を行います。

■行動計画

(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる保健・医療体制の整備

- 周産期医療の充実のため、必要な施設・設備整備及び運営を支援します。また、産科・産婦人科医の確保と育成を図ります。
- 病院と診療所の連携及び小児救急医療体制の整備を積極的に推進します。また、不足する病院勤務の小児科医の確保に努め、小児科医の負担軽減と離職防止を図ります。
- 令和5年度の開設を目指して、県立医科大学に助産師養成課程を設置し、助産師の養成と安定的確保を図ります。
- 予防接種に関する正しい知識の普及や居住市町村以外でも予防接種が受けられるよう、また、県内における広域契約による体制整備を継続できるよう市町村を支援し、乳幼児に対する予防接種を促進します。
- 健康な食生活や妊娠中の禁煙、受動喫煙防止等の普及啓発、保健指導などにより、母胎や胎児の健康確保のための環境整備を推進します。

- 子どものアレルギー疾患に関する適切な情報を提供するとともに、アレルギー疾患に関する相談・支援を行う保健・医療・福祉関係者等の知識及び対応技能の向上を図ります。

(2) 不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援

- 不妊や不育症に関する普及啓発や相談できる体制づくりを推進し、子どもを望む夫婦が不妊治療を受けやすい環境整備を図ります。

(3) 妊娠期からの継続的な支援体制の強化

- 市町村の設置する子育て世代包括支援センターが、妊娠婦や子育て家庭の個別のニーズを把握した上で情報提供や相談支援を行い、必要なサービスにつなげられるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない母子のサポート体制の機能充実を図ります。
- 栄養面や感染予防効果、母子のスキンシップによる情緒的安定など様々な利点がある母乳育児の取組が進むよう普及啓発を行います。
- 市町村における乳幼児健康診査の充実と未受診者対策、事後フォローオン体制整備が図られるよう支援します。
- 母子健康手帳を活用した妊娠婦の歯科健診の普及に努めるなど、市町村において、妊娠期から幼児期までの歯科保健の充実が図られるよう支援します。
- 保健師等による訪問や、家庭訪問型支援団体（ホームスタート等）の活動の利用を促進し、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育ての不安や悩みに対しつきめ細かな対応を行います。
- 医療機関や学校保健等関係機関との連携を強化することにより、母子に対して切れ目なく支援できる体制づくりを推進します。

(4) 妊娠・出産・子育てに係る正しい知識の普及啓発

- 妊娠前の若い世代に対して、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 予防可能な感染症対策や乳幼児の事故防止に関する普及啓発を行い、市町村が保健指導を適切に行えるよう支援します。

■施策に関する指標

指標名	現在値		目標値	
出生数	H30年	12,495人	R 6年	増加を目指す
周産期死亡率 (出生数千人対)	H30年	3.9	R 6年	3.6以下
産科・婦人科医師数 (人口10万対)	H30年	39.4	R 6年	51.2
小児科医師数 (人口10万対)	H30年	102.3	R 5年	124.5
乳児死亡率 (出生数千人対)	H30年	2.2	R 6年	減少を目指す
麻しん・風しん予防接種率 (第1期)	R元年度	95.7%	毎年度	98.0%
麻しん・風しん予防接種率 (第2期)	R元年度	94.8%	毎年度	98.0%
産後うつ傾向の割合	H30年度	11.5%	R 6年度	低下を目指す
出産後1か月時の母乳育児 の割合(混合栄養を含む)	H30年度	90.3%	R 6年度	上昇を目指す
1歳6か月児健康診査の受 診率	H29年度	98.1%	R 6年度	100.0%
3歳児健康診査の受診率	H29年度	97.5%	R 6年度	100.0%
養育支援訪問事業実施市町 村率	H30年度	86.4%	R 6年度	100.0%
3歳児のむし歯のない者の 割合	H29年度	79.1%	R 5年度	90.0%

第4章 基本的施策及び行動計画 ~I 出会い・結婚・妊娠・出産の希望の実現~

II 子育て支援

1 子育て支援サービスの充実

■現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児童数が減少しているにもかかわらず、核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育ニーズは高い状況にあり、子育ては家庭が担うものから社会全体で支えるものへと移行しています。 ・保育所等の施設整備が進み、待機児童は減少傾向にありますが、未だ解消には至っていません。 ・保育の受け皿整備が進む一方で、保育士不足により所定の定員まで児童を受け入れられない施設も見られます。 ・令和元年10月から、子育て世代の経済的負担を軽減するため幼児教育・保育の無償化が実施されており、保育需要を含めた量の確保に加えて、認可外保育施設を含め保育の質の向上に努める必要があります。 ・共働き世帯の増加など社会環境の変化により、子どもの居場所について、保護者のニーズが高まっています。
■施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・増加する保育ニーズに対応するため、保育所や教育・保育を一体的に行う認定こども園の施設整備を促進するなど入所定員数を拡充し待機児童の解消を図るとともに、質の高い幼児教育・保育サービスを提供するため、人材確保及び人材育成を推進し、また、適切に指導監査を実施します。 ・多様なニーズに応えるため、保護者の働く時間や個人の都合、対象の児童の状況等に合わせた地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりなど様々な子育て施策の一層の充実を図ります。 ・子ども子育て支援施策が地域の実情に応じて引き続き着実に進められるように、市町村を支援します。

■行動計画

(1) 保育の受け皿の整備

- 保育所や認定こども園などの施設整備を推進します。
- 待機児童の多い3歳未満児を受け入れる施設の体制強化を支援することにより、保育の受け皿を拡大して、待機児童解消を図ります。
- 企業が国の助成を受けて整備・運営する企業主導型保育施設については、国・市町村・設置企業等と情報共有を図りながら、開設後の指導監査を実施するなど、保育の受け皿として適正な拡大を図ります。

- 幼稚園を希望する場合や就労形態など、保護者のニーズに合わせて、一時預かり事業を組み合わせるなど、既存施設を活用した受け皿の確保を支援します。

(2) 保育人材の確保

- 指定保育士養成施設の学生への修学資金の貸付けにより、保育士資格の新規取得の機会拡大を図ります。
- 県内保育施設への就職を促進するため、指定保育士養成施設や保育関係団体等と連携して就職説明会を開催するとともに、県内保育施設への就職を希望する県外在住の保育士に対する助成や、経営者等を対象としたセミナーを実施するなど、保育人材の安定的な確保・定着を図ります。
- 保育士が中途で辞めることのないよう就業継続支援を行い、また、保育士・保育所支援センター機能を活用しながら、潜在保育士の人材確保に努めます。

(3) 保育の質の向上

- 保育士等向けにキャリアアップ研修を実施し、経験やスキルに応じた専門性の確保を図ります。
- 認可外保育施設の認可保育所への移行を支援します。
- 保育所等における事故防止のため、巡回指導を行い、安全対策を推進します。
- 子どもたちが自然体験や集団での遊びなどを通して郷土愛を醸成し、また多様な人間関係を構築できるよう、保育環境の質の向上に取り組みます。

(4) 幼児教育の充実及び認定こども園への移行推進

- 幼児教育に携わる教員等の資質の向上を図るため、各種研修会を実施するとともに、全ての園種を対象に地区や園で実施している研修会や園内研修を支援し、幼児教育の質の向上を図ります。
- 保育所、幼稚園、小学校等において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有した意見交換や合同研修会、幼児と児童の交流会等が効果的な取組となるよう、幼児教育と小学校教育の接続を図るための連携を支援します。
- 幼稚園の施設や機能を積極的に地域に開放し、子育て支援活動を行う取組や保護者の要請等を踏まえて行う預かり保育の取組を推進します。

- 教育・保育を一体的に提供できる認定こども園への移行に向けた施設整備を支援します。

(5) 子育て支援の拠点や子どもの居場所づくり

- 家庭・地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感の増大に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として地域子育て支援拠点の周知を図ります。
- 子どもの最善の利益のため、既存の学校制度のみにとらわれることなく活動するフリースクールや知的好奇心を満たし体を動かせる場など、多様な学びと子どもの居場所をつくる取組を推進します。
- 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携による実施を推進します。
- 放課後児童支援員として有資格者となるための認定資格研修を実施するとともに、経験年数に応じた研修を開催して、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する者の質の向上に努めます。

(6) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進

- 地域の実情に応じて、延長保育、病児保育やファミリー・サポート・センターなど多様な各種子育て支援サービスが提供できるよう市町村を支援します。
- 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質向上及び人材確保のため、子育て支援員や放課後児童支援員などに対する研修会を開催するなど人材育成に努めます。
- 就労等の事情により、居住地以外の市町村に所在する保育所等への入所を希望する方の保育ニーズの高まりに対応するため、広域入所など市町村への支援を行います。

■施策に関する指標

指標名	現在値		目標値	
保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	R元年度	$\frac{274 \text{ 人}}{33,989 \text{ 人}} = 0.8\%$	R 6 年度	0.0%
保育士等が配置基準に満たない施設における不足する保育士等の数	H30 年度	30 人	R 6 年度	減少を目指す
地域子育て支援拠点施設数	H30 年度	121 ケ所	R 6 年度	126 ケ所
放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合	R元年度	$\frac{489 \text{ 人}}{22,617 \text{ 人}} = 2.2\%$	R 6 年度	0.0%
延長保育実施施設数	H30 年度	343 ケ所	R 6 年度	408 ケ所
病児保育実施施設数	H30 年度	28 ケ所	R 6 年度	33 ケ所

2 子育て家庭の負担軽減と相談・情報提供体制の整備

■現状と課題

- ・県民意識調査において、「医療費助成、保育料軽減等の子育て世帯への経済的支援」を行政に期待する回答が最も多くなっており、このような中、令和元年10月から、子育て世代の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化が実施されました。
- ・核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化等に伴い、育児不安が増大するとともに、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が顕在化しています。

■施策の方向

- ・幼児教育・保育の無償化に加え、医療費、教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・子育てや学校生活に関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供ができる体制づくりを進めます。

■行動計画

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 18歳以下の子どもを持つ家庭の負担を軽減するため、子どもの入院及び通院に係る医療費を無料化します。
- 家庭における生活を安定させ、児童の健全な育成等を図るため、中学校3年生までの子どもを養育する方に対し、児童手当を支給します。
- 原則、3歳から5歳児クラスの幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料を無償化します。
- 3人以上の子どもを養育している世帯の保育料の一部を支援し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等の取組を推進して、全ての世帯における教育機会の確保に努めます。

(2) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備

- 子育て相談等に関する電話相談や児童相談所等における相談体制、子どもに関する各種サービスなどの情報発信等の充実を図り、保護者が気軽に相談できる場所づくり・体制づくりを推進します。

III 子どもの健やかな成長と自立

1 子どもの尊重と生きる力の応援

■現状と課題

- ・児童への虐待や学校でのいじめなどは、子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- ・「児童の権利に関する条約」においても、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもが生きる権利、自由に意見を表明する権利を有すること等が定められています。
- ・子どもたちの健全な育成のため社会全体が連携して環境を改善する必要があります。
- ・いじめの認知件数は近年著しく増加しており、不登校の児童生徒数についても、震災前と比較して増加しています。

■施策の方向

- ・子どもの権利に関する啓発を広く行うとともに、子どもの権利に関する教育の充実を図ります。
- ・子どもを一個人であることを十分に認識することが重要であり、子どもの意識・立場に立った対応を推進するとともに、地域における子どもの積極的な参画を通して、子どもたちの意見の施策への反映やふるさと福島への愛着心の醸成を図ります。
- ・子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを推進します。
- ・SNSに起因する子ども・若者の被害事犯の増加等を踏まえ、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身に着けるための情報モラル教育や啓発活動を推進します。
- ・いじめ等の未然防止、早期発見、解決に向けた組織的対応に向け、相談体制の充実等を図っていきます。

■行動計画

(1) 子どもの権利に関する啓発

- 「児童福祉月間」*の実施や子どもの権利条約を紹介したカードの作成などを通じて、広く子どもの権利尊重に関する啓発を行います。

* 児童福祉月間

毎年5月を「児童福祉月間」と定め、県民に対してより一層の児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、県、市町村、学校、家庭、企業など地域が一体となって子どもの健全育成や子育て支援のための多角的な取組を展開するもの。

- 子どもの発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるよう、人権教育の充実を図ります。

(2) 子どもの参画の推進

- 子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、意見表明の機会を提供するなど、子どもの意識・立場に立ち「子どもの視点」を重視した対応を推進するとともに、将来に夢や希望を抱くことができるよう支援します。
- 子どもたちの意見・意思を積極的にくみ上げて、それらを施策に反映させる取組を推進するとともに、子どもたちのまちづくりへの参画を通して、ふるさと福島への愛着心を醸成します。
- 心身の健康増進を確保するため、生活・文化体験、自然体験活動、社会体験活動など地域や学校における様々な体験活動を支援します。
- 農林水産業体験などを通して社会性や主体性を育むことができるよう、子どもたちの様々な交流活動を支援します。
- 環境教育の充実を図るほか、豊かな自然環境の中における環境学習を推進します。

(3) 子どもたちの健全な育成のための環境づくり

- 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、青少年健全育成条例の適正な運用を図るとともに、家庭・学校・職場・地域と連携して青少年健全育成県民総ぐるみ運動を推進します。
- 福島県暴力団排除条例に基づき、関係機関等との連携を強化し、県民と一緒にとなった暴力団根絶活動、加入防止活動等を推進して、青少年の健全な育成を図ります。
- スマートフォンやインターネットに接続できるゲーム機など情報通信機器の活用に当たって、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、SNS利用に起因する犯罪被害等の問題につながることも踏まえて、情報モラル教育を充実させるとともに、情報リテラシー※を育成します。

※ 情報リテラシー

氾濫する個々の情報からの的確な取捨選択ができたり、自己実現等における主体的な情報発信のため、情報メディアを積極的に活用することができる能力のこと

- 総合型地域スポーツクラブ※の設立・育成・定着を支援するなど、地域におけるスポーツ活動を推進します。

※ 総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とする多様性をもったクラブ

(4) 不登校やひきこもり状態等の子どもへの支援

- 不登校やいじめ、ひきこもり状態等にある子どもを支援する関係機関のネットワーク化を図り、方部ごとに連絡会議を開催するなど情報を共有するとともに、子どもに関わるあらゆる相談に応じ、一人一人の状況に応じた総合的・継続的な支援を行います。
- 不登校やひきこもり状態にあるなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年のための居場所づくりなどに取り組み、進学や就労などの社会的自立に向けた支援を行います。
- 学校・家庭・地域等が連携して、いじめや不登校の防止及び早期発見に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家の配置や「いじめ110番」等専用ダイヤルの運用などにより、専門的なアドバイスを行います。
- 学校と警察の連携を始めとして、地域ぐるみで青少年の非行防止対策に取り組むとともに、地域における保護司・児童委員等と連携して相談体制の充実を図るなど、当事者の取り巻く環境に応じた立ち直り支援を推進します。
- 犯罪等による被害者や遺族に関わりあいのある民間団体、行政、司法機関、教育機関、各種法人等で構成された「福島県被害者等支援連絡協議会」を設置し、相互に連携、情報交換等をしながら、犯罪等により被害を受けた子ども・若者に対する支援を進めます。

2 教育の充実

■現状と課題

- ・少子高齢化、高度情報化、国際化、環境問題の深刻化など急激に変化する現代社会においては、個人は自立して他と協調しながらその生涯を切り拓いていくとともに、社会の形成者として積極的な役割を果たしていくことがより一層求められます。
- ・核家族化の進行やライフスタイルの多様化などに加えて、震災の影響により家庭や地域を取り巻く環境も大きく変化しています。
- ・震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する生活環境や生活様式の変化、運動不足などにより、子どもたちの肥満傾向がまだ改善されていない状況にあります。
- ・子ども・若者が健やかに育つためには、親をはじめ地域の大人が自らの生き方を見つめ直し、子ども・若者を地域で守り育てることは「大人の責任」であることを広く認識し、実際の行動に結び付けてもらうことが大切です。

■施策の方向

- ・子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな生活を送るため、「確かな学力」「豊かなこころ」「健やかな体」をバランスよく育てて、震災後の福島県にあって「生き抜く力」を育むとともに、ふくしまの発展を支える社会の一員として必要な資質を養っていきます。
- ・家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が子育てや教育についての第一義務的責任を有することを踏まえて、家庭や地域における教育を推進します。
- ・青少年育成県民会議等との連携により、教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人まで、子ども・若者の成長を支える多様な担い手の養成・確保を図ります。

■行動計画

(1) 豊かなこころの育成

- 「ならぬことはならぬ」という会津藩校日新館の教えが大切にされてきたように、子どもたちの規範意識の向上や豊かなこころの育成のため、また、震災を踏まえていのちの尊さや家族の絆などを考えさせるため、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。
- 子どもたちが震災後改めて地域の魅力やすばらしさを再発見できる取組や、文化財や伝統文化等の文化的資源に触れる機会の充実などを通じて、ふるさと福島を愛するこころを育みます。

- 生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるために、また、知的活動やコミュニケーションなどの基盤となる言葉に関する能力の育成を図るために、学校図書館と公共図書館の連携を促進するなど、家庭・地域・学校等の連携による子どもの読書活動を推進します。
- 専門性を有するカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や教員の教育相談技法を高める研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にして、子どもたちの悩みに対応できる相談体制の整備を推進します。

(2) 健やかな体の育成

- ふくしまっ子児童期運動指針や県独自に開発した運動身体づくりプログラム、遊び力育成プログラムを広く普及し、生活の中で運動量を増やす取組等を進めるとともに、幼児期から体を動かすことを楽しみながら運動習慣の定着を図ります。
- 指導者の育成、効果的な指導方法の検討及び普及など、子どもたちの体力向上の取組を推進します。
- 各種競技において、国際大会や全国大会で活躍できる選手を育成する取組を推進します。
- 「生き抜く力」の基盤となる健全な心身の育成に不可欠の自然体験活動などの体験型の活動を推進します。
- 生涯にわたって健康を保持増進できるよう、また、放射線や健康課題等の学習を通じて、正しい知識やそれに基づく判断力を身につけられるよう、家庭や地域、学校医や関係機関との連携を図り、学校教育活動全体で健康教育を推進します。

(3) 確かな学力の育成

- 小中学校においては、学校と家庭が連携して学習習慣の確立を図るとともに、学習指導の更なる改善に努め、高等学校においては、生徒一人一人の進路希望を実現するため、高度な知識・技能の習得とその活用能力向上を図るなど、子どもの発達段階に応じた学力向上の取組を推進します。
- 外国語教育の充実や国際理解教育に加えて、子どもたちが海外において異文化の人々と交流する機会を設けることなどにより、国際化の進展に対応できる人づくりを進めます。
- 子どもたちの理科や算数・数学に対する興味・関心を高め、科学的・数学的な思考力の育成を図るとともに、復興を担う人材育成の基盤となる理数教育の充実を図ります。

- 子どもの発達段階に応じた放射線から身を守る方法等に関する放射線教育を推進し、科学的な知識とそれに基づく判断力・行動力を身につけさせます。
- 身近な自然環境、災害や防災についての正しい知識を身につけさせるとともに、災害発生時における危険を理解し、自ら判断し行動する力を育成するなど、防災教育の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携し、社会とのつながり等を重視したプログラムを通じ、郷土理解を促進するとともに、地域に対する当事者意識を持った人材の育成を図ります。
- 子ども・若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進します。

(4) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者が子育てに関する様々な知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、学校・地域・NPOなど民間団体・企業など関係機関と連携を深め、家庭における子育て・教育支援を推進します。
- 地域住民が自らの知識や経験を活かす場が広がるよう、地域の人々によるボランティア活動等の協力の下、地域全体で子どもたちを教え育てる取組を支援します。
- 子どもの学校生活における問題行動の解決に向け、子どもを取り巻く環境に福祉的な視点から働きかけ、その過程で家庭の貧困に起因する問題が見られた場合、関係諸機関と適切に連携を図ります。
- 「親の学び」を支援するために、PTAや企業と連携し、親が家庭教育について学ぶ機会を提供する取組を実施します。また、学習プログラムを作成し、家庭教育支援者をリードする人材を育成します。
- 青少年育成県民会議等と連携し、「大人が変われば、子どもも変わる運動」を推進するとともに、あいさつや声かけ運動など、青少年を温かく見守る地域の取組を促進します。
- 地域や職場における子ども・若者に関する問題をテーマにした研修会に講師を派遣し、地域で子ども・若者を育成する機運を醸成するとともに、子ども・若者の成長を支える多様な担い手の養成・確保を推進します。

(5) 学校の教育環境の整備

- 少人数教育や習熟度別指導等により、子どもたち一人一人に向き合うことのできる環境において、個々に応じたきめ細かな教育を推進するとともに、いじめや不登校などの未然防止に努めます。
- 県立高等学校において、東日本大震災の影響による環境の変化への適応等が困難で、学習・行動面で配慮を必要とする生徒が在籍する学校に、学習支援員を配置して支援を行います。
- 「教育は人なり」と言われることから、適切な人事管理の運用や各種研修の充実、服務倫理の確立などにより教員の資質の向上を図るとともに、子どもに向き合う時間が確保できるように、教員の多忙化解消に努めます。
- 社会環境の変化や各地域の特性・実情等を考慮しながら、学習環境の充実や特色ある学校づくりを進めます。
- 小中学生を対象に、放課後や週末等に学習支援や体験活動を行うための支援を行います。
- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、子どもの教育の機会を保障するとともに、早期に生活支援や福祉制度につなげられるようスクールソーシャルワーカーの配置を進めるなど、学校を貧困対策の窓口とするとともに、関係機関との連携を深め、適切な支援に結びつけるよう取り組みます。
- 困難を抱えた子どもたちへ、適切な支援を行うため、児童相談所やスクールソーシャルワーカーなどの関係機関が、支援情報を共有するための取組を推進します。

■施策に関する指標

指標名		現在値		目標値
ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合 (小・中学校)				
(1) 小学校国語	R 3年度	83.5%	毎年度	100%
(2) 小学校算数	R 3年度	73.5%	毎年度	100%
(3) 中学校国語	R 3年度	76.3%	毎年度	100%
(4) 中学校数学	R 3年度	70.8%	毎年度	100%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合 (公立小・中学校)				
(1) 小学5年生男子	R元年度	98.9	R 6年度	99.3以上
(2) 小学5年生女子	R元年度	101.1	R 6年度	101.4以上
(3) 中学2年生男子	R元年度	99.3	R 6年度	99.5以上
(4) 中学2年生女子	R元年度	100.1	R 6年度	100.1以上
不登校の児童生徒数 ※1,000人当たりの出現率	H30年度	15.1人	数値は毎年度把握し 分析する	
暴力行為の1,000人当たり の発生件数(国公私立の小・ 中・高等学校)	H30年度	3.0件	R 6年度	減少を目指す

3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

■現状と課題

- ・震災以降外遊びが制限されたことや生活環境の変化、保護者の生活習慣の影響などで県内の子どもの肥満が増加し、徐々に改善傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により再び増加に転じ、依然として全国平均より高い状況にあります。
- ・ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食や子どもが一人で食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要があります。
- ・子どもたちが食育活動に参加する機会の拡大を図るため、農産物の生産、出荷、販売、調理などのさまざまな食に関する体験活動や交流会等を実施することで、地域の特色を活かした食育活動を展開します。

■施策の方向

- ・思春期の若者に対して、性に関する正しい知識の普及や相談体制の整備、飲酒・喫煙・薬物乱用防止対策の推進を図ります。
また、肥満や無理なダイエット等による痩身等への対策を行い、適正体重の維持が、子ども自身やいざれ親になった場合の次世代の健康へつながるなど、生涯を通じた健康教育の充実を図ります。
- ・児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。

■行動計画

(1) 思春期における健康教育・健康づくりの推進

- 思春期から、自分の心身の健康に关心を持ち、健康な体づくりや生活習慣の確立ができるよう支援するとともに、自己肯定感を醸成できるよう支援します。
- 発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及や「デート DV 防止プログラム」の有効活用など性教育の充実を図るとともに、関係機関が連携して、性に関する不安や悩み等についての相談支援体制を整備します。
- 家庭・学校・地域において周囲の人が自殺や精神疾患に関する正しい知識を持ち、身近な人の悩みに気づくことができるよう普及啓発に努めるとともに、専門機関へのつなぎなど関係機関の連携と人材育成を推進します。

- 未成年者の飲酒や喫煙、覚醒剤や大麻、医薬品等薬物乱用の防止のため、その危険性・有害性等について啓発運動を推進します。
- 肥満・痩身の傾向のある子どもやその保護者に対し、早期に食生活の改善に取り組むとともに、学校・家庭・地域における総合的な保健対策の推進による生活習慣病予防に取り組みます。

(2) 食育の推進

- 学校や保育所等において、指導者の育成等食育の推進体制を整備するとともに、子どもや親に対して望ましい食事の摂り方や健康な食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成など食育に関する普及啓発を行います。
- 栄養バランスに優れた日本型食生活を推進するとともに、豊かな農林水産物を積極的に活用し、食への感謝の念を育み食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などの理解促進に努めるため、体験型の食育活動や地産地消の取組を推進します。
- 健康で豊かな人間性を育む基礎となる食育について、家庭や地域全体手推進されるよう市町村を支援します。

■施策に関する指標

指標名	現在値	目標値	
「性に関する指導」の手引き活用率 (公立幼・小・中・高・特別支援学校)	R元年度 86.6%	R 6年度 100.0%	
10代の人工妊娠中絶実施率	H30年度 4.3%	R 6年度 低下を目指す	
10代の自殺死亡率 (人口十万対)	H30年度 7.7	R 6年度 6.2以下	
小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態)の割合(公私立小学校)	R元年度 3.5%	R 6年度 低下を目指す	
食育推進計画を作成している市町村の割合	R 2年度 91.5%	R 6年度 100%	
朝食を食べる児童生徒の割合(公立幼・小・中・高・特別支援学校)	H30年度 96.6%	R 6年度 97.7%	

第4章 基本的施策及び行動計画～Ⅲ 子どもの健やかな成長と自立～

IV 援助を必要とする子どもや 家庭への支援

1 児童虐待防止

■現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることや体罰の禁止などが示されており、子どもの権利と生命を守るために取組が必要です。・全国的に児童虐待死亡事例は0歳児が多く、児童虐待防止のために、妊娠期からの支援が必要です。・児童虐待の相談件数が増加傾向にあり、地域住民や市町村、県及び関係機関が連携し児童虐待防止に取り組むことが求められています。・家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもの支援について、里親による養育や児童養護施設等の小規模化・地域分散化による家庭的な養育を推進するとともに、子どもの家庭復帰や自立後の支援の充実を図る必要があります。
■施策の方向	<ul style="list-style-type: none">・地域住民に対し、体罰によらない子育ての必要性や児童虐待防止について普及啓発を行います。・悩みを抱える妊産婦等を早期に把握し、相談支援につなげる体制づくりに取り組みます。・身近な地域における児童虐待防止のための相談体制整備の推進や専門性の向上を図るとともに、専門機関である児童相談所の体制及び対応する関係機関の体制を強化します。・里親委託推進の取組や児童養護施設等への小規模化・地域分散化に向けた支援を行うとともに、子どもの家庭復帰のための支援や自立した後の経済面や生活、就労の支援を行います。

■行動計画

(1) 地域で子どもを守る取組

- 地域住民に対し、体罰によらない子育ての必要性や児童虐待防止について、子どもへの暴力防止プログラムの実施や広報等の普及啓発を行います。
- 身近な地域の支援を行う民生・児童委員や保育所・学校等に対して研修を行い、児童虐待対応への理解を深めます。

(2) 育児不安等を抱える親に寄り添う支援

- 市町村において、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの機能充実を図ります。

第4章 基本的施策及び行動計画 ~IV 援助を必要とする子どもや家庭への支援~

- 市町村において、身近な地域の相談支援体制を充実するため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を推進します。

(3) 児童虐待防止体制の整備

- 児童虐待に対応する市町村の相談支援の専門性の向上を図るため、市町村職員に対する研修を行います。
- 市町村では対応が困難な事案等を支援するために、民間の専門相談機関である児童家庭支援センターの設置を推進します。
- 児童福祉司等の増員や医師及び弁護士の配置による児童相談所の相談体制の充実や、警察官等の配置等による警察との連携を強化します。
- 児童相談所職員の専門性向上のため、子どものトラウマへのケアや児童虐待の被害確認面接の技法等の専門的な研修を行います。
- 児童虐待に対応する関係機関の連携を強化するため、連携の要となる市町村における要保護児童対策地域協議会の運営を支援するほか、児童虐待とDVの対応について、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の連携を強化します。

(4) 家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する支援

- 虐待を受けた子どもの保護者への精神科医によるカウンセリングや子育てについて学ぶプログラムの実施等の支援を行うため、児童相談所職員に対して専門的な研修を実施します。
- 里親の増加や里親家庭での子どもの養育への理解を広めるため、広報や関係機関への周知等による普及啓発を行います。
- 里親家庭での子どもの養育を支援するため、里親への研修の実施や児童福祉施設への里親支援専門相談員の配置等による相談体制の充実を図るとともに、里親同士の交流等の里親会の活動を支援します。
- 児童養護施設等でも、できるだけ家庭に近い環境で養育できるよう、小規模化、地域分散化を支援します。
- 児童福祉施設や里親等に措置されている子どもに対する職員等からの虐待防止の徹底、子どもへのケアの質の向上を図ります。
- 特別な支援を必要とする子どものための児童心理治療施設の在り方の検討を行います。

第4章 基本的施策及び行動計画 ~IV 援助を必要とする子どもや家庭への支援~

- 児童養護施設や里親等から自立する子どもに対し、大学等進学のための給付金の支給や運転免許取得の補助等による経済的な支援とともに、自立後の生活相談や就労支援などのアフターケアを行います。
- 義務教育終了後に就労や生活の支援を必要とする子どものため、自立援助ホームの設置推進や機能強化を行います。

■施策に関する指標

指標名	現在値		目標値
児童虐待相談対応件数	H30 年度	1,549 件	数値は毎年度把握し分析する
里親等委託率	H30 年度	24.6%	R6 年度 上昇を目指す

2 障がい等のある子どもへの支援

■現状と課題

- ・障がいのある子どもに生活能力向上のための訓練等の支援を行う障害児通所支援事業所は年々増加していますが、地域によって整備の状況に差が見られ、事業所における支援サービスの質の確保が課題となっています。
- ・増加する医療的ケア児とその保護者・家族が、地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携した総合的な支援体制が必要です。
- ・発達障がい児（者）に対しては、早期に発見し、早期からの療育支援に加え、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うための関係機関の連携が求められています。

■施策の方向

- ・障がいのある子どもやその家族が、障がい種別や年齢に応じた適切な支援サービスが受けられるよう、地域における支援体制の確保に努めます。
- ・医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等各関連分野が協働する支援体制の構築に努めます。
- ・発達障がい児（者）に対しては、早期発見・早期支援の考え方立ち、支援機関の連携を図るとともに、地域の支援者の養成や発達障がいに対応した医療機関の確保等に努めます。

■行動計画

(1) 障がい等のある子どもやその家族が安心して暮らすための支援

- 先天性代謝異常症や聴覚障がいなど先天性の疾病等の早期発見、早期療育のための検査体制を整備します。
- 障がい児や小児慢性疾患を患う子どもなどが必要なサービスを受ける場合の支援や医療費に対する助成などにより、障がい等のある子どもを持つ家庭の負担軽減を図ります。
- 地域に必要な障害児通所支援事業所について、新たな事業者の開拓を進める市町村自立支援協議会等の取組を支援するほか、事業者に対して情報提供や助言等を行います。
- 障害児通所支援事業所等における支援の質の向上を図るため、自立支援協議会子ども部会等と連携しながら、事業所職員に対する研修会や新規事業所への訪問指導等により適切な療育が提供される環境整備に努めます。

第4章 基本的施策及び行動計画 ~IV 援助を必要とする子どもや家庭への支援~

- 障がいのある子ども一人一人のニーズに応じて一貫した支援を受けられるように、保育従事者・教員の専門性の向上、個別の教育支援計画の作成・活用など、インクルーシブ教育の推進を図り、共生社会の形成に向けた支援体制の整備に努めます。
- 障がい児保育の充実を図るほか、障がい児を受け入れる私立学校や放課後児童クラブなどへの支援を推進します。
- 医療的ケア児*とその保護者が、地域で必要な支援が受けられるよう、地域の支援体制について検討するとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターについて、養成研修の実施及び配置促進に努めます。
※ 医療的ケア児
人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障がい児
- 訓練後の雇用を前提とした職場適応訓練等を通して、就職に必要な知識・技能の習得と合わせた雇用対策を講じるとともに、就業機会の拡大や職業的自立等が促進されるよう広く周知啓発を行います。

(2) 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援

- 発達障がいを早期に発見し、早期からの支援を行うため、乳幼児健康診査のスクリーニングや支援者に対する研修の充実強化を図ります。
- 発達障がい診療等に関わる地域のかかりつけ医、従事者等に対する研修を実施し、発達障がいに対応する医療機関、従事者の確保に努めます。
- 各圏域に発達障がい地域支援マネージャーを配置し、発達障がい児に対する支援のコーディネートや、市町村・事業所等への助言、指導を行うことにより地域の相談支援体制の充実を図ります。
- 発達障がい児への支援にあたっては、発達障害者支援地域協議会等を活用しながら、発達障がい者支援センターを中心に各関係機関が連携して支援します。

■施策に関する指標

指標名	現在値		目標値	
個別の教育支援計画の引継ぎ率	R 2年度	71.3%	R 6年度	100%
障害児通所支援事業所数	H30年度	237ヶ所	R 6年度	増加を目指す
障害児通所支援事業所の利用児童数	H30年度	4,168人	R 6年度	増加を目指す
発達障がい者支援センターでの相談件数	R 2年度	1,331件	数値は毎年度把握し分析する	

3 ひとり親家庭に対する支援

■現状と課題

- ひとり親家庭において親は、家計維持と子育てを一人で担っており、社会的に孤立しやすい状況にあります。また、しつけが行き届かないなどの悩みや教育・進学に関する不安を抱えています。
- ひとり親家庭等の自立のためには、安定した就業収入の確保が重要になりますが、子育ての負担感や就業経験の少なさ等様々な制約から、多くのひとり親が不安定な雇用にならざるを得ない状況になっています。
- 離別・死別に関わらずひとり親家庭に至るまでには、親も子も何らかの喪失感を抱えているうえ、ひとり親家庭になってからは生活が大きく変化し、住まいと収入の確保、子どもの養育等様々な困難に直面することになります。

■施策の方向

- ひとり親家庭等に身近なところで、子育てや仕事をはじめ生活全般に関する情報提供や助言を行う支援体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭等の状況を的確に把握し、その状況に応じたきめ細やかな就業支援を目指すとともに、就職に有利な資格取得等職業能力の向上を図ります。
- ひとり親家庭の経済的支えである児童扶養手当をはじめ、福祉資金の貸付、ひとり親家庭医療費助成などにより、経済面での支援に努めます。
- ひとり親家庭であることの制約や困難を可能な限り緩和し、心身ともに健康で豊かな生活を営めるよう、ひとり親になる前の段階からの切れ目ない情報提供に努めます。

■行動計画

(1) 相談体制の充実

- 各保健福祉事務所等に配置した母子・父子自立支援員による総合的な相談支援を引き続き実施します。また、生活一般、子どもの養育等幅広い相談に対応できるよう、資質の向上を図ります。
- 養育費確保及び面会交流の取り決めに関しては、母子・父子自立支援員が適切に対応できるよう、養育費相談支援センター等と連携し資質向上に努めます。また、法的措置等対応困難な事例については、適切な相談窓口につなぐなど継続的にサポートを行います。

- ひとり親家庭等が気軽に悩みを共有できる交流事業、環境づくりを行う地域団体等を支援します。

(2) 子育てや生活支援策の充実

- ひとり親家庭の子どもに基本的な生活習慣の定着及び学習支援、食事の提供等を行う市町村に対し、経費の一部を支援します。
- 県営住宅等条例に基づき、ひとり親家庭の県営住宅への優先入居を行います。また、市町村に対しては公営住宅へのひとり親家庭等の優先入居の実施及び推進について働きかけます。

(3) 就業支援の推進

- 福島県母子家庭等就業・自立支援センター、各保健福祉事務所等に配置されている母子・父子自立支援員、就業支援専門員が、公共職業安定所をはじめとする関係機関と協力・連携しながら、ひとり親家庭等の実情に応じた効果的な就業相談や職業紹介を行います。
- 就職したひとり親が自己肯定感をもって、新しい就業先で安心して働くよう見守り、支援の継続に努めます。
- 就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対して、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金等の積極的な活用を促進します。
- ひとり親家庭の父または母が、就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練による支援を行います。また、子育て中の職業訓練に配慮し、託児サービスの支援を行います。

(4) 経済的支援策の活用促進等

- ひとり親家庭にとって重要な経済的支えである児童扶養手当や、ひとり親家庭等を対象とした修学、医療、介護などの貸付制度（母子及び父子並びに寡婦福祉資金）、ひとり親家庭医療費助成事業等について、正しい理解を促しながらその活用を促進します。
- 就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対して、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金等の積極的な活用を促進します（再掲）。

(5) 情報提供機能の充実

- ひとり親になる前の段階から、ひとり親家庭への支援制度や相談窓口を集約したりーフレットの配布、ホームページへの掲載等により周知・広報を行います。
- 子どもの権利と将来を守るため、養育費確保及び面会交流の取り決めについて引き続き広報・啓発を行います。
- 地域の魅力を生かし特色あるひとり親家庭施策を行う市町村等の取組について積極的に発信することで、ひとり親家庭の選択肢を拡げます。

※用語の定義

- ・ひとり親家庭:母子家庭、父子家庭
- ・ひとり親家庭等:母子家庭、父子家庭、寡婦世帯
- ・母子家庭(母子世帯):母と20歳未満の児童からなる世帯(同居親族がいる場合も含む)
- ・父子家庭(父子世帯):父と20歳未満の児童からなる世帯(同居親族がいる場合も含む)
- ・寡婦:かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない女性

■施策に関する指標

指標名	現在値		目標値
ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数	R元年度	16,182世帯	数値は毎年度把握し分析する
ひとり親家庭の親の就業率	R元年度	89.2%	R6年度 上昇を目指す

4 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援

■現状と課題

- ・それぞれの家庭が抱える問題は、多様で必ずしも一つだけではないことから、経済的な困窮などの様々な困難を抱えている家庭でも、学ぶ意欲と能力のある子どもが将来の夢をかなえられるよう支援を届ける必要があります。
- ・生活困窮世帯など特に支援が必要と考えられる世帯において、生活困窮者自立支援制度等の必要な支援制度の情報が届いていない傾向が見て取れることから、更に制度の理解と利用促進を図る必要があります。
- ・地域で子どもの健やかな成長を見守る場などとして広まっている子ども食堂などの子どもの居場所については、資金やスタッフなどが不足しており、地域で子育てを支える仕組みへの支援が必要です。

■施策の方向

- ・幼児期から高等教育までの様々な段階における、切れ目のない教育費負担の軽減に取り組みます。
- ・早期に生活支援や福祉制度につなげるため、学校と地域・家庭の連携や、児童生徒への心理的な支援に取り組みます。
- ・生活困窮世帯等の子どもの生活・学習支援等に取り組みます。
- ・経済的な困窮など複合的な困難を抱える保護者の状況に合った包括的な自立支援に取り組みます。
- ・支援が届かない、届きにくい子どもや家庭に配慮し、早期の支援につなげるための仕組みづくりを進めます。

■行動計画

(1) 教育費負担の軽減

- 幼児教育の無償化、義務教育段階における就学援助、高校等の授業料負担軽減、高等教育の修学支援新制度及び奨学金制度等の実施によって、子どもの修学に係る経済的負担の軽減に取り組みます。

(2) 学校・地域・家庭の連携

- 生活上の困難を抱えている児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、社会福祉制度の知識を持つスクールソーシャルワーカーを活用し、困難の早期解消に向けた学校、地域、家庭の連携・協働体制づくりに取り組みます。

第4章 基本的施策及び行動計画 ~IV 援助を必要とする子どもや家庭への支援~

- 臨床心理の専門知識や相談の経験をもつスクールカウンセラーを活用した児童生徒の心理に関する支援体制の充実に取り組みます。

(3) 生活困窮世帯等の子どもへの生活・学習の支援

- 生活困窮者世帯の小・中学生及び高校生等を対象に、高校進学支援及び高校中退防止等の学習支援に取り組みます。
- 就学に必要な費用等に使える福島県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金制度への補助に取り組みます。

(4) 生活困窮世帯等の保護者への自立支援

- 経済的な困窮など複合的な困難を抱える生活困窮者等に対し、自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関へつなぐ取組を進めます。
- 生活困窮者等のうち就労に向けた準備が必要な方に対する就労準備支援や、家計に課題を抱える生活困窮世帯等への家計改善支援など自立に向けた支援に取り組みます。

(5) 地域で支援を届ける仕組みづくり

- 地域で子どもの健やかな成長を見守る場である子ども食堂などの子どもの居場所や、当該取組を行う団体と行政機関・民間企業等が連携する体制づくりへの支援に取り組みます。
- 生活困窮世帯等の子どもへの学習支援、各種奨学金制度などの経済的な支援や相談窓口等の様々な情報をまとめ、冊子等の配布、ウェブサイト上の公表などによって、広く子どもや家庭への周知に取り組みます。

■施策に関する指標

指標名	現在値		目標値	
生活保護世帯の子どもの進学率（高校等）	H30年度	92.4%	R6年度	上昇を目指す
生活保護世帯の子どもの進学率（大学等）	H30年度	24.5%	R6年度	上昇を目指す

V 子育てを支える社会環境 づくり

1 地域ぐるみでの子育て支援の推進

■現状と課題

- ・子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心で子育てしやすいまちづくりを行う必要があります。
- ・かつては、子育ては祖父母世代以上を含む大家族で、更には家族を越えて地域全体で行われてきましたが、本県の三世代同居率が全国に比べて高いとはいえ、核家族化の進行や地域社会の連帯感の希薄化等により、子育て世帯の孤立化が進んでいます。
- ・東日本大震災によりいまだ多くの県民が県内外に避難しており、震災による影響などで、子育てに関する不安や負担感が大きい状況にあります。

■施策の方向

- ・子どもを見守る地域社会を構築するとともに、子育てしやすい生活環境づくりを推進します。
- ・社会全体で子育てを支援していく環境づくりを推進するため、関係機関と連携を図りながら、子育て支援の在り方等について意見交換等を行い、施策への反映を目指します。
- ・子育て世帯への支援を進めるためには、子育て支援団体等と協力・連携していくことが不可欠であり、これらの団体の連携を図ることによって、地域における子育て支援活動が更に推進されるよう支援します。
- ・子ども・若者を地域社会の中で心豊かに、健やかに育むため、家庭、学校、地域が一体となり、地域の力を結集し、子ども・若者の成長の場、安心・安全な居場所として、地域コミュニティの形成を進めます。

■行動計画

(1) 子どもを見守る地域社会の構築

- 通学路や公園等の周辺におけるパトロールを強化するとともに、参加・体験・実践型の防犯教室を行うなど、地域における防犯ボランティア等との連携の下、地域ぐるみでの防犯体制づくりを推進します。
- 交通安全施設の整備を進め、安全で円滑な交通環境の確保を図るほか、子どもが通う施設周辺道路の安全点検を進めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育やボランティア等と一体となった交通安全活動の推進により、子どもの交通事故防止を図ります。

- 民間団体、行政、司法機関、教育機関などにより福島県被害者等支援連絡協議会を設置し、相互に連携や情報交換を行いながら、犯罪等により被害を受けた子どもに対する支援を進めます。

(2) 子育てしやすい居住環境・まちづくりの推進

- 子育て世帯等に対する県営住宅の優先入居や子育ての状況に応じた住まいづくりへの支援を行うなど、子育てしやすい居住環境づくりを推進します。
- 「人にやさしいまちづくり条例」の理念を踏まえ、おもいやり駐車場利用制度や、授乳スペースやおむつ交換スペースのある施設等子育てしやすい居住環境の普及啓発を推進します。
- 県、市町村、関係団体等が連携しながら、学校を始め家庭や子どもが利用する施設や敷地における禁煙及び受動喫煙の機会を減らすための取組を実施します。

(3) 子育て支援環境づくりに関する啓発等

- 「子育て週間」及び「子育ての日」のイベントなど様々な機会を捉えて、地域において子育てを支援していくことについて啓発を行い、社会の宝である子どもの健やかな育ちを社会全体で支える機運の醸成に努めます。
- 専門的見地からの意見や各種団体における現場の意見等を広く聴き、施策に反映させていきます。

(4) 子育て支援団体や企業等による子育て支援活動の充実

- 子育て支援団体、企業、行政等関係機関の連携を推進し、社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。
- ボランティア活動に参加しやすいきっかけづくりを進めるため広報・啓発を行うとともに、子育て支援に取り組む方に対する研修の充実などにより、資質の向上を図り、地域における子育て力を向上させ、子育て支援を推進します。
- 子育て応援パスポート（ファミたんカード）の取組を推進することにより、県・市町村・企業・団体等が一体となって、社会全体で子育てを応援していきます。

(5) 地域住民による支援

- 核家族化により子どもと高齢者との関わりが少なくなる中、世代間交流の取組を推進して、地域コミュニティの再生及び子育て支援の推進を図ります。
- 子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦など、地域における子育て支援従事者の掘り起こし等人材養成に取り組みます。

■施策に関する指標

指標名	現在値		目標値	
子ども（中学生以下）の交通事故死傷者数	R元年	207人	R 6年	減少を目指す
ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	H30年度	67.0%	R 6年度	68.0%
通学路における安全対策の完了率	R 2年度	49.0%	R 6年度	60.0%
「やさしさマーク」交付数（累計）	H30年度	436件	R 6年度	増加を目指す
おもいやり駐車場協力施設数（累計）	H30年度	1,207ヶ所	R 6年度	増加を目指す
ファミたんカード協賛店舗数	H30年度	4,040店舗	R 6年度	4,500店舗
福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合（意識調査）	R元年度	61.8%	R 6年度	72.6%

2 子育てと社会参加の両立のための環境づくり

■現状と課題

- ・本県の育児をしながら働いている女性の割合は全国平均よりも高くなっていますが、結婚・子育てと仕事の両立を望む女性が増え共働き家庭が増加していますが、固定的な性別役割分担意識はいまだ社会に根強く残っており、女性が仕事とともに家事や育児を担うなど負担が重いものとなっています。
- ・近年、育児休業制度の拡充や働き方改革による時間外労働の上限規制など制度面の改善は進んでおり、男性の育児休業取得率は上昇傾向にありますが、子育て期と重なる男性の長時間労働は依然改善されておりません。

■施策の方向

- ・個人の価値観を尊重し、男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進して、職場における子育て支援の促進を一層図ります。
- ・仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて、総合的な取組を行えるよう企業を支援します。

■行動計画

(1) 男女共同参画の推進

- 県男女共生センター等において男女がともにあらゆる分野に参画する意義等に関して各種講座を実施するなど、男女共同参画の普及啓発を進めるとともに、人権尊重に基づいた男女平等・自立意識の確立に向けた多様な選択を可能にする学校教育の充実を図ります。
- 男女の固定的な性別役割分担意識の解消に努め、子育て参画の重要性を啓発するとともに、男性の育児・家事への参画推進の取組を支援します。
- ポジティブ・アクション※の取組も含め、男女がともに仕事と育児を両立できる職場環境企業を認証して広く周知します。

※ ポジティブ・アクション

採用や管理職登用等において男女間に事実上生じている格差の解消を目指すための企業の自主的かつ積極的な取組

- 起業・事業運営に関する支援など、自営で働く女性を支える環境づくりを推進します。
- マタニティハラスメント*防止などへの取組を支援し、母性が尊重され、従業員が健康で働きやすい職場環境づくりを推進します。
※ マタニティハラスメント
職場において、妊娠・出産した女性に対して行われる精神的・肉体的いやがらせ

(2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の普及促進

- ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりのためのアドバイザーの派遣や優れた取組を実施する企業へ認証や表彰を通して、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの普及啓発を行います。
- 子どもを持つ従業員が子育てをしながら働き続けられるよう、事業所内の子育て支援施設の整備や運営を支援します。
- 事業者として県自ら策定した特定事業主行動計画を推進し、職員の仕事と子育ての両立支援等に率先して取り組むとともに、企業に対しても同様の取組が広まるよう啓発を行います。

(3) 育児休業制度等の定着と出産等により退職した人の就業支援

- 育児休業取得者に対する生活安定に要する資金の低利融資や法定以上の延長等育児休業を充実させる企業の取組を支援するなど、育児休業の取得を促進します。
- 育児休業や短時間勤務制度等の普及啓発や仕事と家庭の両立支援に関する助成金等の活用について周知を図るなど、職業生活と家庭生活が両立てき男女が共に働きやすい職場環境づくりを支援します。
- 出産・育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置の導入について広報啓発に努めるほか、ハローワーク等と連携して女性の就業に関する相談・情報提供体制の充実を図ります。

■施策に関する指標

指標名	現在値		目標値	
福島県次世代育成支援企業認証数 ※ 仕事と生活の調和がとれた働き方ができる環境づくり（長時間労働の解消や、女性の働きやすい職場づくり、多様な働き方等）に総合的に取り組んでいる企業の認証数	H30年度	595社	R6年度	822社
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	H30年度	7.2%	R6年度	上昇を目指す
年次有給休暇の取得率	H30年度	50.0%	R6年度	上昇を目指す
男性の育児休業の取得率 (民間(事業所30人以上))	H30年度	8.7%	R6年度	17.0%
男性職員の育児休業の取得率 (福島県※知事部局)	R元年度	17.8%	R7年度	100%
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	H30年度	18.1%	R6年度	上昇を目指す
女性就業率	H27年	46.3%	R6年	上昇を目指す

第4章 基本的施策及び行動計画～V 子育てを支える社会環境づくり～

VI 東日本大震災からの復興

1 震災からの復興に向けた取組の支援

■現状と課題

- ・東日本大震災以降、放射性物質への不安から県内の子どもたちの外遊びの機会が制限されたことでの運動不足等の影響もあり、肥満傾向が高い状況が改善されていません。このため、屋内外の遊び環境づくりの支援や体を動かす機会の確保を継続して行っていく必要があります。
- ・震災から10年経った現在、子どもたちや保護者の中で、震災当時の記憶や震災に関する関心が薄れつつあります。

■施策の方向

- ・震災の影響により、県内の子どもの遊び環境は大きく変化したことから、子どもの発育に極めて重要な「遊び」について積極的に取り組んでおり、引き続き遊び環境の充実に努めます。
- ・ふくしまの未来を担っていく子どもたち自身が震災や復興と向き合い理解するための取組を支援します。

■行動計画

(1) 給食の安全・安心確保

- 子どもたちや保護者のより一層の安全・安心確保のため、学校や児童福祉施設等における給食用食材の放射性物質検査を行う取組を支援します。

(2) 遊びの環境づくりへの支援

- 屋内における遊び場の取組を支援するとともに、公園の遊び環境の整備や冒険ひろば※の取組など屋外における遊び環境づくりを推進します。

※ 冒険ひろば

子どもたちが「自らの責任で自由に遊ぶ」ことを原則に、土や木、水、火などの自然素材を使いプレーリーダーや地域の大人が見守る中で、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる遊び場

- 保育所や幼稚園、放課後児童クラブなど、日常的な場所における遊び環境の充実強化を推進します。

(3) 震災・復興に関する情報発信

- 震災・原発事故の経験や教訓、さらには復興に向けて歩む姿を理解し、自らの言葉で発信できるよう支援します。

(4) 地域づくりで活躍する若者の応援

- 進学や就職を機に首都圏等に転出した若者に本県の魅力を再認識してもうとともに、福島を舞台に自分らしく活躍する先輩移住者の体験談を発信するなど、若者と本県のつながりづくりを図ります。
- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、一定期間、地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」の制度を活用するなど、若者の持てる能力を活用した地域づくりの充実を図ります。

2 子どもの心身の健康を守る取組の推進

■現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・本県の子育て世帯は震災の影響による健康上の不安を抱きながら生活しています。県民意識調査においても、いまだ5割の方が震災による子どもの健康への影響を心配しています。・現在も東日本大震災により県内外へ避難している子どもたちが多数おり、子どもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていない状況です。
■施策の方向	<ul style="list-style-type: none">・放射線による健康への影響の未然防止、早期発見及び早期治療等万全の措置を講じ、子どもたちの健康を長期にわたって見守っていきます。・震災から10年経った今も依然として、震災による様々な不安を持つ家庭等があることを踏まえて、子どもや保護者に対して、相談・援助などきめ細かな心身のケアに取り組んでいきます。

■行動計画

(1) 放射線に係る保健・医療体制の整備

- 長期にわたり子どもの健康を見守り、健康の維持増進を図るため、震災時に概ね18歳以下の全ての子どもを対象とした甲状腺検査等の県民健康調査を実施していきます。
- 放射線の健康影響に関する情報について、県民に正しく分かりやすく提供するなどリスクコミュニケーション※に努めます。
※ リスクコミュニケーション
リスクに関する情報を共有し、意見交換等を通じて意思疎通と相互理解を図ること
- 妊婦や子どもを持つ保護者を対象に子育てや健康に関する相談体制の充実を図るほか、母乳の放射性物質濃度検査を支援するなどして、放射線に関する不安の解消に努めます。

(2) 震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア

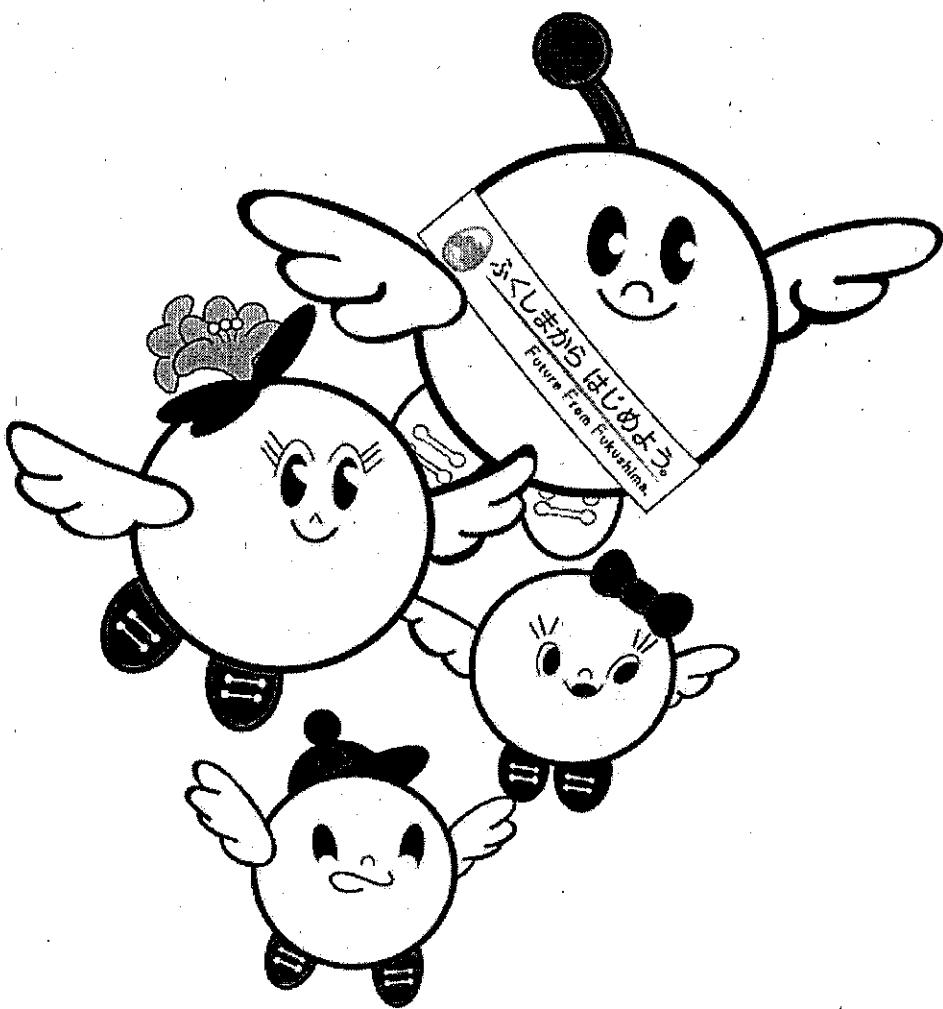
- 震災により様々なストレスを受けた子どもたちや保護者等に対する専門的相談・支援体制を充実させ、市町村と連携しながら長期的・継続的な支援を実施します。

第4章 基本的施策及び行動計画 ~VI 東日本大震災からの復興~

- 県内外に避難している世帯や県外の避難先から県内に戻ってきた方に対して、支援団体等と連携しながら、気軽に集まり悩みの相談や情報交換を行う交流会を開催するなど個々の事情に応じた支援を行います。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー*を派遣・配置するなどして相談体制の充実を図り、子どもたちの心の回復を支援します。
※ スクールソーシャルワーカー
子ども本人と向き合うだけでなく、家庭・学校・行政・福祉施設など外部機関と連携を図りながら、子どもを取り巻く環境を調整してサポートする。
- 震災後における様々なストレスを抱える青少年の支援のため、同じような経験をした同年代の者同士による交流会や地域貢献活動等を行い、社会的自立を促進します。
- 医療機関や市町村、子育て支援機関と連携し、妊産婦のメンタルヘルスケアの体制整備を図っていきます。
- 震災により、保護者が死亡又は行方不明となった孤児・遺児に対して給付金を支給するなど、被災した子どもの生活及び修学を支援します。

第4章 基本的施策及び行動計画～VI 東日本大震災からの復興～





ふくしま新生子ども夢プラン

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

令和4年○月改訂

福島県こども未来局こども・青少年政策課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7198

FAX 024-521-7747

e-mail kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp